

五 昭和前期の産業と経済

(一) 世界恐慌から準戦時経済へ

1 佐賀地域の経済変動

金融恐慌によって日本経済は大きな波浪にみまわれたが、その波が治まらないうちに世界大恐慌の激波をうけ、日本経済は根底から揺さぶられ、街には失業者があふれて、かつてない深刻な状況となった。日本政府は、この恐慌切り抜け策として海外進出方針をとった。国内では民主的諸活動を徹底的に弾圧し、政府批判を一切封じて海外への進出体制を強化し、満州進出から中国本土への進攻、更には欧米諸国を相手とした戦争へと破局の道を歩んでいった。

この破局の過程が佐賀市においてはどうかであったかを次にみていこう。

表(1)は佐賀県の昭和四年(一九二九)から昭和十年にかけての農産、蚕糸、畜産、林産、鉱産、水産、工業の生産額の推移をみたものである。

表(1) 佐賀県の生産総額の推移

(単位 万円)

産 業 別	昭和4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
農 産	4,893	3,332	2,733	3,645	4,238	5,013	5,207
蚕 糸	1,120	668	553	644	895	700	828
畜 産	248	224	192	193	196	216	246
林 産	182	173	139	137	132	130	151
鉱 産	963	899	626	493	655	582	730
水 産	493	396	366	375	408	398	437
工 産	416	346	306	304	331	377	4,134
計	8,315	6,038	4,915	5,791	6,855	7,416	11,733

注「佐賀県統計書」各年度による。

まず、前記各生産部門を総計した総生産額の変化をみれば、昭和六年の生産額の落ち込みの著しさが目立つ。世界恐慌による生産不振の状況が如実に出ている。昭和四年生産総額は八千三百十五万円であったが、昭和六年には四千九百十五万円となり、四〇パーセントも低下し、極度に生産が落ち込んでいる。

昭和七年から昭和十年にかけては次第に生産総額が増え、昭和十年には一億一千七百三十三万円に達し、昭和四年の生産総額を上回っている。昭和七年以降が正常な景気の回復によるものでなく、いわゆる準戦時体制下の軍事経済の進展であることからすれば、この状況は色々多くの問題を含むものであった。

各生産部門別にみれば、農産部門の昭和六年の凋落が著しい。昭和四年は四千八百九十三万円であったのが、昭和六年には二千七百三十三万円になり四五パーセントも減少している。農業恐慌の激波が農村を襲い、そのため農家経済は疲弊をきわめた。これは農家経済を支えるために重要な役割を果たしていた蚕糸部門でも千二百二十万円から五十五万三千円と五〇パーセントも生産額が落ち込んでいることからもうかがえる。

表(3) 佐賀市工産物生産額内訳 (単位 千円)

品目	昭和4年	6年	8年	10年
織物	1,792	1,460	1,579	1,498
麵類	134	87	0.1	40
酒類	314	246	290	262
醬油	199	175	139	197
菓子類	467	294	302	418
鉄器	841	735	787	186
木製品	173	29	11	16
売菓	148	91	79	172
洋服	193	149	129	
糸紡績	4,699	3,218	4,867	5,193
印刷	127	119	107	11.8

注 「佐賀県統計書」各年度による。

世界恐慌の影響がきわめて強く表われているが、この点を物価変動の側面からみておこう。

表(4)は佐賀市の物価変動についてみたものである。生産額の変動をみた場合と同じように、やはり昭和六年の物価下落が大きかったことがうかがわれる。

玄米においては、一石当り価格が昭和四年上半期で二十五円二十五銭であったのが、昭和六年上半期には十五円二十五銭になり四〇パーセントも下落している。これが昭和八年には二十円四十銭になり、昭和十年には二十七円七十銭と次第に騰貴し、昭和四年の水準を十年は越えている。こうして昭和六年の価格低落の著しさが目立つ。これは白米、裸麦、小

表(2) 佐賀市生産額の変化 (単位 千円)

産業別	昭和4年	6年	8年	10年
農産	304	139	206	294
蚕産	7	2	3	1
畜産	286	195	180	240
林産	—	—	—	—
鉱産	—	35	—	—
水産	115	45	210	65
土工	9,978	7,436	9,006	10,805
計	10,690	7,852	9,605	11,405

注 「佐賀県統計書」各年度による。

農産と蚕産部門ほどではないが、他の部門も昭和六年は一様に生産額が落ち込み、いずれも最小である。恐慌が各部門を襲い、このため、すべて生産活動が停滞した。いま生産額でなく、昭和四年を一〇〇とした比率をみると、畜産二三、林産二四、鉱産三五、水産二六、工業二七である。鉱産がかなり低下している。昭和七年以降は次第に生産額が増加していて、昭和六年を境にして生産の回復がみられるが、それが順調な経済発展によるものでなく、準戦時体制下におかれた変化であることは後にみるところである。

佐賀県における生産額の推移は、以上のような状況であったが、佐賀市についてみると、次のようである。

生産額の変化は、表(2)のようである。

生産額の変化をみれば、昭和六年の落ち込みが大きく、昭和四年に対して昭和六年は千六十九万円から七百八十五万円と二七パーセントも低下している。

部門別では、農産部門の低下がやはり著しく、三十万四千円から十三万九千円と五四パーセント減少している。佐賀市でも農業恐慌が深刻であったことがうかがわれる。一方工業部門では九百九十七万八千円から七百四十三万六千円と二六パーセントの低下であり、農産部門のように著しくはないが、それでもかなりの凋落であり、恐慌の影響が深刻であったことを示している。

品目別変化として工産物についてみると、表(3)のようである。いずれの品目も昭和六年にかなり生産額が低下していることがうかがえる。

佐賀市の代表的工産物である織物と綿糸紡績においても昭和六年の生産額の低下が目立つ。織物においては、昭和四年が百七十九万二千円であったのが、昭和六年には百四十六万円になり一九パーセントも低下している。また綿糸紡績においても、四百六十九万九千円から三百二十一万八千円と三二パーセントの落ち込みである。

昭和六年における農産・蚕糸部門の生産額の低落から、そこに農業恐慌の激烈さがみれるが、農家経済が、この強度の農業恐慌によって大きな打撃を受けたことは言うまでもない。それは農村更生とか農村救済が強く叫ばれ、種々の救助対策が講じられたことから明らかである。一方米価においては、玄米一石当り価格は昭和四年が二十六円二十五銭で昭和六年は十六円なので、昭和六年は昭和四年より四〇パーセント低落している。

昭和六年における農産・蚕糸部門の生産額の低落から、そこに農業恐慌の激烈さがみれるが、農家経済が強く叫ばれ、種々の救助対策が講じられたことから明らかである。一方米価においては、玄米一石当り価格は昭和四年が二十六円二十五銭で昭和六年は十六円なので、昭和六年は昭和四年より四〇パーセント低落している。

次に昭和十一年（一九三六）から昭和十五年の経済変動を生産額の面からみておこう。

表(6)は、佐賀県の各生産部門の生産額の状態をみたものである。昭和十一年を基準にすれば、昭和十五年の生産総額は一億二千九百六万円から二億三千百二万円と約二倍近くに増加している。また年度別では、昭和十二年が一億四千八十八万円と前年より一千万円増え、九パーセントの増加率である。昭和十四年も前年より二三パーセント、昭和十五年のそれは一七パーセントと急激な生産額増加となっている。

表(4) 佐賀市の物価推移

品 目	昭和4年		昭和6年		昭和8年		昭和10年	
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
玄米 (1石)	25.25	27.25	15.25	16.75	20.40	20.64	27.70	29.70
白米 (〃)	27.85	29.90	16.10	17.60	20.80	20.70	27.85	29.95
裸麦 (〃)	15.75	14.10	10.35	8.75	8.12	8.30	16.00	15.25
小麦 (〃)	16.50	16.80	10.00	9.55	9.50	14.25	15.00	17.70
醬油 (1貫)	44.50	44.50	37.00	33.50	42.79	42.79	41.65	48.00
茶 (〃)	9.00	9.00	9.50	8.64	6.80	6.80	8.10	7.45
紡績綿糸 (100斤)	79.00	82.00	43.33	35.67	42.50	62.67	69.33	68.75
石炭 (〃)	1.35	1.30	1.03	1.01	1.00	1.00	1.21	1.21
薪 (10貫)	68	68	49	49	85	90	50	70
木炭 (〃)	2.50	2.25	1.40	1.30	2.75	2.75	3.43	2.77

注 「佐賀県統計書」各年度による。

表(5) 佐賀郡の生産総額 (単位 千円)

産 業 別	昭和4年	6年	8年	10年
農産	10,430	5,633	8,871	11,126
蚕糸産	1,109	447	849	598
畜産	298	276	259	243
林産	50	36	34	34
鉱産	—	16	11	14
水産	573	422	399	985
工産	2,738	1,916	2,119	2,530
計	15,198	8,746	12,542	15,530

注 「佐賀県統計書」各年度による。

三十五円六十七銭になり著しく低落して、紡績部門での価格変動の激しさがうかがえる。

佐賀郡の生産額の変化は表(5)のようである。やはり、昭和六年の落ち込みが著しい。昭和四年と同六年についてみれば農産においては一千四十三万円から五百六十三万円と四六パーセントも減少し、蚕糸部門においても百十万円から四十四

表についても、ほぼ同じ動きを示している。紡績綿糸についてみると、昭和四年が上半期七十九円であったのが、昭和六年上半期には四十三円三十三銭と四五パーセント下落している。同年下半期には

表(7) 佐賀市郡の生産額の推移 (単位 万円)

産業別	佐賀市				佐賀郡			
	昭和10年	13年	14年	15年	昭和10年	13年	14年	15年
農産	29	35	59	36	1,112	1,508	1,928	1,623
蚕糸	—	—	—	—	59	54	152	144
畜産	24	37	41	78	24	44	45	60
林産	—	—	—	—	9	22	33	12
水産	—	21	—	18	98	91	119	135
工鉦産	1,080	1,395	1,610	1,888	254	297	417	786
計	1,133	1,488	1,710	2,020	1,556	2,016	2,694	2,760

注 「佐賀県統計書」各年度による。

佐賀郡の様相をみれば表(7)のようである。昭和十年に対して昭和十五年には、工鉦産額は二百五十四万円から七百八十六万円と約三倍に上がっている。一方、農産額は千百二十二万円から千六百二十三万円と四六パーセントの伸びであり、工鉦産の進展に対してかなり立ち遅れている。昭和十年の佐賀郡の生産額上の産業構成が農業七一パーセント、工鉦部門一六パーセント、水産六パーセント、蚕糸三パーセントと、農業部門が圧倒的な比重を占めていた。それが昭和十五年においては、農業五八パーセント、工鉦二八パーセント、蚕糸五パーセント、水産五パーセント、畜産二パーセントと農業部門の比率の低下と工鉦部門の増加という内容になっている。

農業生産の相対的立遅れは、農家経済が好転しなかったことを示すものであり、ここに農村更生が強く叫ばれ、地主制を若干修正して自作農創設政策をとってゆかざるをえなかった要因をみる必要がある。

状況の反映であった。佐賀市では鉦業がないため、工鉦産額は工産額とみなすことができるが、この工産発展は何も佐賀市のみに限ったものではない。

表(6) 佐賀県の実産額の推移 (単位 万円)

産業別	昭和11年	12年	13年	14年	15年
農産	5,674	5,674	6,882	7,921	8,184
蚕糸	820	865	875	1,434	1,663
畜産	257	307	358	409	569
林産	238	228	250	459	576
水産	497	536	647	840	1,132
工鉦産	5,420	6,478	6,941	8,616	10,978
計	12,906	14,088	15,953	19,679	23,102

注 「佐賀県統計書」各年度による。

各部門別では、昭和十一年を基準にすれば、昭和十五年において、農産は一・四倍、蚕糸二・二倍、畜産二・二倍、林産二・四倍、水産二・二倍、工鉦産二倍とそれぞれ増えている。農業部門を除いていずれも生産額が倍化している。農村の更生や農村救済が強く叫ばれた様相が、この生産額の面においても現われている。しかし、工鉦部門などの伸びは正常な経済発展を示すものでなく、軍需景気による生産の伸びの面が強く、日中戦争へと日本が破局に突入したことによって戦時体制が敷かれ、軍需生産が高まった様相を反映したものであった。佐賀県内では比較的機械工業部門の比重が高かった佐賀市の生産額推移が、この点をかなり明示している。

昭和十年を基準にした生産額の変化をみれば表(7)のようである。昭和十五年には、工鉦産額は千八百八十八万円に達し、約七五パーセント伸びている。佐賀市では他の生産部門の比重は小さいが、農業部門では二十九万円から三十六万円と二四パーセントの伸びに過ぎない。工鉦生産の高まりに対して、農業生産が立ち遅れていることがうかがえる。このため農家は畜産に比重をおいた。畜産生産額は二十四万円から七十八万円と三倍以上になっていることに、その表われをみることができる。しかし、佐賀市における工鉦産の生産額の伸びは、戦時経済の展開による軍需生産化の進展を示すものであり、この伸び自体は破局に向っていく

表(9) 佐賀県内の物価変動

(単位 円)

年	玄米 (1石)	裸麦 (1石)	小麦 (1石)	醤油 (1石)	清酒 (1石)	茶 (1貫)	綿糸 (100斤)	石炭 (1トン)	油粕 (10貫)
昭和4年	26	15	16	44	107	9	80	22	3
5	16	10	10	39	108	9	45	17	2
6	16	9	9	33	107	8	39	16	2
7	20	9	11	32	113	6	52	25	2
8	20	8	11	42	120	6	52	16	2
9	20	11	10	44	122	6	72	17	4
10	28	15	16	44	122	7	69	18	3
11	30	16	19	48	120	7	67	17	3
12	31	20	21	50	120	7	82	20	3
13	33	26	29	60	120	8	82	20	5

注 『佐賀県統計書』昭和13年による。

1) 円以下は切り捨て。

内平均の趨勢であるが、昭和四年に対して、昭和六年は大恐慌の影響を受けていずれも価格が下落している。しかし、満州事変による経済上及び政治上の軍事体制の進展によって物価は上昇し始め、日中戦争の勃発は一層それに拍車をかけて物価騰貴が激しくなっている。

一石当りの玄米は、昭和四年が二十六円であったが、昭和六年には十六円台になり四〇パーセントも価格が下がったが、しかし、以後次第に騰貴し、七年には二十円、十年に二十八円、十三年三十三円となり、十年以降は昭和四年の価格水準を上回っている。また、十三年は九年に対して六五パーセントも騰貴し、物価上昇度が高くなっている。裸麦、小麦、醤油はいずれも昭和十三年は昭和四年以来の最高価格であり、これら諸物品においても価格騰貴が進行している。清酒、茶、綿糸、油粕などにおいても次第に価格上昇がみられた。

このように、戦時体制の強化は物価上昇をもたらしたが、これは庶民にとって、言論や思想の統制及び日常活動の規制といふことだけでなく、日々の生活においても次第に窮乏化してゆ

表(8) 昭和15年工産物内訳
(単位 千円)

品目	佐賀市	佐賀郡
金属機械器具	5,966	624
化学工業品	314	3,090
窯業土石工品	50	509
紡織工業品	8,197	15
製材木製品	187	96
食料品	3,693	2,745
その他工産品	478	781
計	18,885	7,860

注 『佐賀県統計書』による。

と菓子類の生産によっていた。

佐賀市が前述のような状況にあるのに対して、佐賀郡は、化学工業品部門と食料品部門が主要な位置を占め、前者が三九パーセント、後者が三五パーセントの比率である。化学工業品の中の品目別構成では和紙(百五十五万二千円)と板紙(百三十六万五千円)が基軸になっていた。また食料品では麵類(百十四万九千円)と清酒(九十三万六千円)が主体になっていた。

佐賀市と佐賀郡の工産品生産状況においては、かなり異なった様相を示していた。佐賀市が機械工業と紡績業に重点をおいた生産構造であるのに対して、佐賀郡は日常生活品分野での比重が高い。戦時経済体制の強化で、佐世保海軍工廠との関連が深まり、工産品の生産を進めてきた佐賀市の経済動向の帰結をここにみることができると。

生産状況は前述のようであったが、これに対して物価の変動をみると、表(9)のようである。表(9)は佐賀県

工業生産の展開は、戦時経済体制を反映したものであるが、この工業生産の内訳を昭和十五年についてみれば表(8)のようである。

佐賀市においては、綿糸紡績と綿織物を主体とする紡織工業品の生産額は全工産額の四三パーセントを占めている。これは錦華紡績の存在によるものであるが、一方金属機械器具生産においても三一パーセントの比重を占め、この部門の生産比重もかなり高い。また食料品部門は一九パーセントの構成比率であるが、これは主に醤油

表(11) 佐賀市における商業戸数の変化

業種	昭和10年	13年	15年
卸売業	123	172	155
小売業	1,589	1,811	1,908
金融業	41	60	59
物品貸付業	49	62	66
旅館業	3	11	10
浴所の他	371	352	369
計	2,412	2,707	2,808
佐賀県総商業戸数	21,160	19,801	13,798

注 『佐賀県統計書』各年度による。

との反映であった。これは商業戸数の変化にも現われていた。表(11)は、昭和十、十三、十五年の商業戸数をみたものである。佐賀県総商業戸数は、昭和十年の二万一一六〇戸から昭和十五年には一万三七九八戸と三五パーセントも減っている。この減少の大半は小売商で、一万四四六二戸から一万二四五五戸と約二千戸の小売業者が五年間に営業を止めている。産業組合による物品販売を拡大し、それによって諸物品の統制を強化しようとした政策が、このような事態をもたらした要因であった。

佐賀県総商業戸数は減少しているが、しかし佐賀市のそれはむしろ増加している。昭和十年二四一二戸であったのが、昭和十五年は二八〇八戸と一七パーセント増えている。旅館、飲食店、浴湯業を除いて卸売、仲買業、小売業、周旋業、金融保険業などはいずれも戸数がふえている。物品販売機関としての産業組合の活用という政策は、地域小売業者の転廃業を促進したが、他方商業面では佐賀市の比重を高めるという結果をもたらした。

2 佐賀地域の不況

昭和四年（一九二九）から昭和十五年にかけての経済変動は

表(10) 佐賀県内の賃金推移

(単位 円)

年	農作年雇(男)	農作年雇(女)	農日雇(男)	和服立職	油職(月額)	大工職	左官	桶職	鍛冶職	活版字職	下日雇(月額)
昭和4年	275	135	1.25	0.85	35	2.60	2.65	1.16	1.48	1.80	15
5	230	120	1.20	0.78	35	2.35	2.55	1.65	1.17	1.65	13.5
6	200	100	1.25	0.80	36	2.50	2.20	1.50	1.20	1.50	12
7	250	150	1.00	0.80	31	2.00	2.30	1.58	1.20	1.43	11
8	175	115	1.10	0.80	27	2.10	2.15	1.50	1.20	1.20	8
9	150	80	1.20	0.80	35	1.80	2.00	1.50	1.20	1.20	8
10	150	80	1.20	0.80	35	1.80	2.00	1.50	1.20	1.20	8
11	150	90	1.20	0.80	35	1.90	2.20	1.40	1.60	1.20	12
12	180	130	1.55	0.80	35	2.25	2.30	1.55	1.75	1.20	13
13	230	150	1.70	0.80	45	2.40	2.50	1.60	2.00	1.50	18

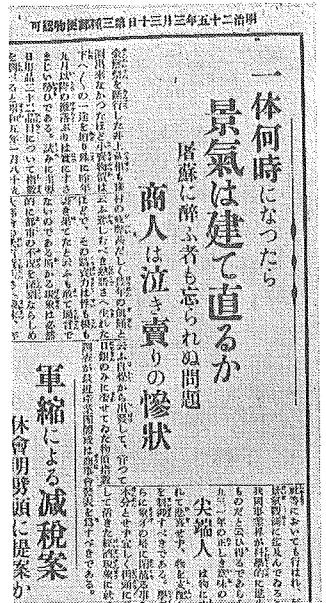
注 『佐賀県統計書』昭和13年による。

かざるをえないことであった。この点は賃金面からもうかえる。

表(10)は、昭和四年から同十三年にかけての各職種の賃金趨勢をみたものである。

昭和四年に対して昭和十三年の賃金はそれほど上がっていない。むしろ低下している職種も多く、農作年雇、和服立、大工、左官、活版植字などの分野では下回っている。農作年雇では昭和四年が二百七十五円であったのが、昭和十三年には二百三十円と一七パーセント低く、昭和四年の水準に復帰していない。一方農作日雇は一円二十五銭から一円七十銭と三六パーセント上がっている。これは農業経営が年雇労働力依存型から自家労働力と日雇依存型へと転換してきたこととの反映である。

物価上昇に対して賃金がこれに対応して上がっていない。また職種によって異なった賃金変動を示していることは、準戦時体制から戦時体制への転換の過程で生産部門間の不均等発展が著しくなり、これによって労働力の再編が進行したこ



記事新聞「佐賀」(昭和6年1月6日付「佐賀新聞」)
不安を伝えた景気

の惨状」の見出しで金解禁以降の不況の様相を報じ、景気の見通しが全く立たず、不安な状況で新年を迎えた世相を伝えていた。

この不況の中で、さきに休業に追いやられた神埼実業銀行の預金者への支払が二月十二日から開始され、預金者が殺倒した。支払は預金の三分四厘であったが、その預金引き出しは、「さながら戦場のようであった」と二月十三日付『佐賀新聞』は報じている。

一方、農産物の価格下落によって農家経済は困窮化してきたが、これまで農家経済を補うものとして盛んであった養蚕も繭価暴落によって萎縮してきた。このため三月十五日に春日村尼寺で佐賀郡蚕友会総会が開かれ、五項目からなる決議が採択されたが、それには養蚕業が極度に沈滞化していることを指摘し、その振興策を講じることが急務であるとしていた。

不況の進行により職を求める人々が多くなった。佐賀市職業紹介所は、失業者の続出と就職斡旋を願う人々の殺到によって建物が狭くなったことから移転することになった。

深刻化した不況は各界に大きな影響をおよぼしたが、三月二十七日付の『佐賀新聞』には「希望に生くるか」ルンペンとなるか 溺れるものは藁をも掴む 死物狂ひの新学士様」の見出しで大学卒業者の就職の厳しさを報じ、困難な経済状況の一端を伝えた。

深刻な不況は銀行経営についてもみられ、佐賀市の四銀行の昭和六年三月の決算では預金が千九百五十九万二千七十四円で、これは前年三月に比べて三十四万八千三百四十四円の減少であった。また貸付においても前年に対して四千二百八十八円の減額となり、経済不況によって資金の需要が少なくなっていた。このため佐賀市内の銀行は四月十一日に佐賀百六銀行で総会を開き、金融緩慢を理由として預金利率を引き下げることを選定した。

進行する不況によって農家経済は困窮を極めた。全国農村の負債総額は五十億円に達するといわれ、その借入金の完全な償還は不可能になっていた。このため政府は各種農村貸付金の元利償還を延期することを決定した。また耕地整理組合に対する大蔵省預金部貸付金償還延期を決定し、また信用組合、森林組合など各種組合への事業資金、養蚕応急資金、災害資金の貸付条件を緩和した。

一方失業者は増えはしても減少することはなかった。佐賀県社会課のまとめでは、給料生活者の中で失業者は一月二五八八人、三月二七二二人、四月三四二二人と増加していた。

失業者救済が急務となったが、佐賀県では六十七万八千円で道路改築工事を行い、八六〇人と見られている県下での失業者救済事業を行うことにした。

しかし、失業者は依然として増加していた。佐賀県社会課の五月一日現在調査では佐賀市とその附近町村の失業者は給料生活者九五五人、日傭労働者八六八人、工場その他労働者一一三人、計二九四八人、前月より二四八人の増加である。この失業者数が実態をどの程度反映しているかは必ずしも明らかでないが、これによっても失業者が増えていることがうかがえる。

このような状況にあって、内務省社会局は昭和五年（一九三〇）中の労働争議に関するまとめを発表したが、それには社会不安が深刻化していることを示すものであった。労働争議件数は二二八九件となり、それは過去最高であった大正八年（一九一九）の二三八八件に次ぐ記録であった。争議参加労働者は一三万三七七人に及び、争議の原因も企業の休廃縮小に基因するものが多く、そのため労働者側に不利になっていた。

失業者は五月においても増加していたが、佐賀県社会課のまとめによると五月一日現在で佐賀県下の失業者は一三七七人とあり、昭和六年十二月一日が八二〇人であったので、わずか三か月間に五五六人も増えていた。不況の深化によって失業者救済が社会問題となってきた。

経済状況は一向に好転しなかった。昭和六年六月十一日付の『佐賀新聞』は「商況は萎微 金融界依然閑散」と報じ、銀行預金の減少を伝えていた。

佐賀地域の企業活動も不振を極め、佐賀郡久保田村所在の西肥板紙会社は、製品売行不振のため月の半数を休業していたが、六月二十二日から七月八日までいっせいで休業に入ることを決定せざるをえない状況であった。

物価と労賃は低落し、『佐賀新聞』七月十五日付の記事によれば、佐賀県下の六月末の平均労賃は人夫男一円二銭二厘、女六十八銭九厘、大工一円七十二銭、左官一円九十五銭、農作年雇男百六十六円であるが、これを一月と比べると人夫男十銭、女六銭六厘、大工十一銭一厘、左官十七銭八厘、農作年雇男二十六円六十六銭七厘の低落であった。

また公設市場の状況においても不況の進行がみられた。佐賀市中央及び新道両公設市場における昭和五年中の売上高は十四万円余りで、前年より二万三千余円の減少であった。

深刻な経済不況が進行する中で、昭和六年九月十八日中国東北地域柳条溝の満鉄線路爆破問題を口実として関東軍が軍事行動を開始した。いわゆる満州事変の勃発である。これ以後、日本は中国進出を本格化し、日中戦争、第二次世界大戦と破局の道をまい進していった。

新聞は満州事変の要因を中国側の不法行為にあると報じ、連日中国をなじると共に日本軍の行動を是認した記事載せていた。『佐賀新聞』九月二十日付は「日支兵大衝突事件、支那兵大挙満鉄破壊を企つ」の大見出しで事件発生を報じた。

満州事変が関東軍の謀略に基づいて発生したものであるとの立場が多い現在からすれば、これらの記事は国民の認識を誤まらせるものであったが、それは治安維持法によって徹底して思想信条が取り締られ、言論統制が強化されてきたことの帰結であった。

満州事変によって時局は新たな局面に入ったが、農村の窮乏は更に深刻になった。十月二十二、二十三両日にわたって熊本地方裁判所での九州各県小作調停事務協議会に出席した佐賀県小作官は、帰県後の談話で

昭和前期の産業と経済

表(2) 人口・戸数の変化

年	人口・戸数			現住人口(人)			現住戸数(戸)		
	県	市	郡	佐賀県	佐賀市	佐賀郡	佐賀県	佐賀市	佐賀郡
昭和元年	677,270	43,407	92,129	123,243	8,179	15,978	121,716	8,039	16,030
2	680,729	44,867	92,683	122,539	8,142	16,022	123,097	8,357	16,381
3	686,901	46,220	92,174	127,794	8,576	16,063	123,905	9,073	16,179
4	691,212	46,196	92,341	121,786	8,534	15,935	123,097	8,357	16,150
5	691,565	46,183	92,341	122,513	8,778	16,150	127,794	8,576	16,597
6	686,251	46,651	92,053	125,501	8,817	15,950	123,813	8,674	16,063
7	684,604	47,272	92,580	125,683	9,009	15,607	122,905	9,073	16,179
8	685,252	45,846	91,722	126,461	9,062	15,607	121,786	8,534	15,935
9	687,509	47,990	92,637	126,461	9,062	15,607	122,513	8,778	16,150
10	686,117	50,154	91,437	130,067	9,786	15,902	127,713	9,406	16,597
11	688,080	47,232	91,433	124,733	8,784	16,012	125,501	8,817	15,950
12	687,036	47,156	89,013	125,683	9,009	15,607	125,501	9,009	15,950
13	681,058	47,111	86,384	126,461	9,062	15,607	125,683	9,009	15,607
14	686,454	45,850	86,384	130,067	9,786	15,902	126,461	9,062	15,607
15	701,517	50,406	88,761	130,067	9,786	15,902	130,067	9,786	15,902

注 『佐賀県統計書』各年度による。

表(3) 佐賀郡内各村の人口変動 (人)

村名	昭和5年	8年	11年	15年
北川副村	4,187	4,138	4,020	3,840
東川副村	4,846	4,700	4,284	4,468
新北村	4,441	4,455	4,460	4,364
中川副村	4,181	4,427	3,894	3,958
大詫間村	2,173	2,148	2,103	2,152
南川副村	6,616	6,801	6,837	6,895
西川副村	5,183	5,168	5,151	4,977
本庄	3,621	2,285	4,089	3,675
東与賀村	5,436	5,999	5,743	5,529
西与賀村	3,424	3,543	3,483	3,008
嘉瀬村	4,160	4,340	3,933	4,007
久保田村	7,117	6,913	6,677	6,791
巨勢村	2,266	2,329	2,403	2,252
鍋島村	4,346	4,682	4,925	4,288
兵庫村	4,383	4,349	4,255	4,372
高木村	3,778	3,523	3,620	3,514
春日村	4,027	4,208	4,298	3,905
立井村	3,076	3,423	3,183	3,181
久保泉村	3,902	3,902	3,888	3,728
川上村	6,472	5,668	5,819	5,718
松梅村	2,620	2,544	2,381	2,157
小関村	2,086	2,177	2,036	1,983

注 『佐賀県統計書』各年度による。

八年の水準までになるが、翌十五年には五万四〇六人と五万人台になっている。一方、佐賀郡においては、昭和元年から九年まではほぼ九万二千人台にあり停滞的であるが、十年以降は減少傾向となり、昭和十五年は八万八千人台で、昭和元年時より約三四〇〇人減っている。

一方、現住戸数においては、昭和元年から十四年までは一二万三千戸から一二万六千戸が佐賀県の戸数である。また佐賀市の場合では、昭和元年から昭和七年には八一七九戸から次第に増え、七年には九〇七三戸と九千戸台になっている。十年、十五年にはいずれも九千戸を超え、佐賀市

3 人口

現住人口と戸数の概要を表(2)でみておこう。
 現住人口は佐賀県総数では、昭和元年が六七万七二七〇人であるが、昭和五年には六九万一五六五人となり、昭和十四年まででは昭和五年が最も多い。昭和六年から十四年までは六八万人台であり、人口動態ではほぼ停滞的である。これに対して、佐賀市の場合は、昭和元年が四万三四〇七人であるが、以後増加傾向を示し、昭和十年には五万一五四人と五万人台になる。十一年以降は減少し、十四年は四万五八五〇人と昭和

九州全体で小作争議が激化しつつあることを明らかにした。これは農村不況によって地主小作人ともに逼迫化したことに大きく起因していたが、地主と小作人の争いも差押えという激化した形態になっていた。小作者債務不履行による立毛差押えであったが、この形態が増えてきたことは、農家経済が一層窮迫してきたことの表われであった。
 農村不況が強まっただけでなく商工業でも深刻な事態は改善されず、失業者は一層増えてきた。『佐賀新聞』十一月八日付の記事によれば、佐賀市の失業者は十一月一日現在で二八〇人で前月に比して六人ふえ、また前年同月比では一三二人増であった。
 十月末の佐賀市組合銀行の帳尻が『佐賀新聞』十一月十二日付に載っているが、それには預金千九百六十八万二千七百八十六円、前月比五万八千三百六十六円増、貸付三千二百二十八万八千八百二円、前月比五十二万四千九百六十六円増で、預金貸付とも増えていたが、商況は依然沈滞の域を脱していないとされていた。

表(14) 佐賀郡内各村の戸数変化 (戸)

村名	昭和5年	8年	11年	15年
北川副村	724	735	734	707
東川副村	869	845	813	806
新中川副村	778	769	768	755
中大詫間村	740	731	703	703
	381	378	364	362
南川副村	1,194	1,209	1,223	1,220
西川副村	872	872	865	869
本庄村	618	575	567	612
東与賀村	949	945	943	941
西与賀村	612	564	552	534
嘉瀬村	727	724	714	716
久保田村	1,270	1,230	1,217	1,211
勢庫島村	403	396	408	394
巨兵鍋村	776	779	815	781
高木瀬村	781	771	780	753
春日立村	635	636	648	650
金久保村	753	747	754	754
久保上村	550	507	572	573
松小村	729	724	718	708
	1,148	1,066	1,059	1,057
梅村	479	456	439	425
小村	391	376	356	363

注 「佐賀県統計書」各年度による。

現住戸数はわずかであるが増加傾向にあったとみなすことができる。これに対して、佐賀郡においては、昭和十一年までは一万六千戸で余り変動はない。それが十二年以降は一万五千台になりやや減少しているが、それでも一〇〇戸前後の減少なので、佐賀郡の戸数変動は少なかったとみなすことができる。

佐賀郡内村々の状況を昭和五年、八年、十一年、十五年についてみれば表(13)のようである。

村によって人口変動が異なっている。全体的には減少しつづけている村が多い。昭和五年より昭和十一年までの状況では南川副村、高木瀬村、巨勢村、鍋島村、春日村などにおいて若干人口が増えているが、他の村々では減少している。昭和十一年と十五年においては、佐賀郡全体で二六七二人減少している。東川副村、中川副村、南川副村、嘉瀬村、久保田村、兵庫村は増えているが、それでも東川副村を除けば一〇〇人以上であり、人口増加率は二パーセント程度である。佐賀郡において昭和五年から十五年にかけて人口増加がほぼ続いているのが南川副村のみであることは、佐賀郡においては人口減少が基本的状況であったとみなすことができる。

一方、戸数の変化は表(14)のようである。

村々それぞれあまり変動はないが、その幅でもわずかであるが減少しているのは東川副村、新北村、中川副村、大詫間村、西川副村、西与賀村、嘉瀬村、久保田村、鍋島村、久保泉村、川上村、松梅村、小関村であり、逆に若干増えているのが南川副村、高木瀬村位である。停滞ないし減少ぎみの村々が多いことがうかがえる。

(二) 準戦時体制下の経済状況

1 昭和七、八年の状況

昭和七年(一九三二)は、前年の恐慌によって各分野ともに沈滞し社会矛盾が一層深化した。満州事変後は準戦時体制が強化され、より危険な方向へそのはげ口が求められた。

昭和七年一月一日付の『佐賀新聞』には、帝国農会長牧野忠篤の「農民の負担軽減急務」と題した一文を載せているが、昭和六年の経済変動と農家経済の様相を次のように述べている。

顧みれば昭和六年は我が国、社会、経済、政治の全面に亘り実に多端な年であった。一昨年来急激に進展した世界の経済恐慌は愈々深刻の度を加え、遂には独乙戦債問題、英国の金輸出再禁止問題等世界の耳目を衝動する大事件が突発し、人心の不安動揺は其極に達した。我国に於ても物価は依然として低落の歩を止めず、貿易は停滞し、失業者は続出し、遂に年末に至っては、此不況に拘はらず金融の梗塞を原因とする金利の昂騰を招来し、産業界の前途更に一段の暗影を加へた。のみな

らず満蒙の諸問題は幾多の危機を孕み、国家の前途深憂に堪へないものがある。

ひるがえり
 翻て我が農業界の情勢を達観するに農産物の価格は依然低落を続けて止まる所を知らず、農村の購入品はその下落率比較的低く、農家の負担する租税公課は軽減されること少し、負債の重圧は益々加はり、農家の経済生活は全く均衡を失ひ、窮乏の極に達した。その結果、小作争議は著増し、租税公課の滞納、小学校教員俸給不払、負債の元利不払、農家の破産等忌まはしき事態を発生し、今にしてこれが対策を講ぜずんば、農村延いては国家の前途寒心すべきものあるを痛感せしむるに至った。(後略)

と昭和五、六年の事態を述べ、農民救済には農産物価格維持、農民負担租税公課の軽減が急務であるとしていた。

恐慌によって多数の失業者が出たため、その救済上から町村単位による道路工事が行われた。失業救済道路工事は昭和六年十一月二日杵島郡住吉村で着工されたのが佐賀県下では始めであったが、昭和七年二月現在では二七か村におよんでいた。二月下旬までに工事に従事した人員は九万一五七三人で、このうち失業者は三万一八四二人であった。

日本は中国東北部の進出体制を合法化することを画策し、昭和七年三月一日に日本の傀儡政権である満州国の建国宣言を行った。

中国進出は新しい段階になり、政府は一層の進出体制を強めた。『佐賀新聞』には「皇軍遂ひに大場鎮占拠、無人の境を行くが如く前進 敵屍累々 算を乱して潰東」(三月三日付)、「皇軍破竹の勢ひで進撃 上海の敵兵を完全に掃蕩」(三月四日付)などの見出しで上海事変のことを連日報じた。

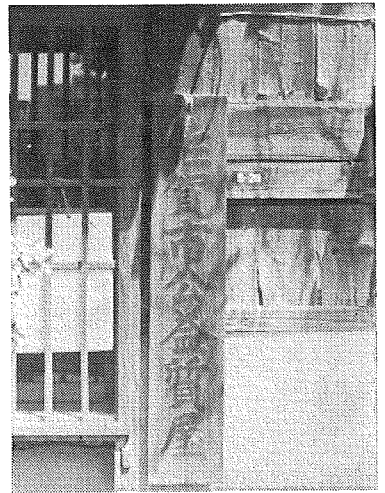
準戦時体制の進展は、職業紹介においても兵役関係者を優先するというようなことでもみられた。

佐賀職業紹介所に三月四日大阪市中山薄板鉄工場から職工二〇人の求人があり、賃金は日給一円七十銭これに能力給加算ということであったが、採用においては兵役にいた者に優先権を与えたとしていた。

一方失業者数はやはり増加していた。佐賀県社会課調べの二月一日現在の失業者は九九四名で、これは前月比で一人の増加であった。失業者が増加していた折だけに、兵役経験者に優先権を与えるということは、準戦時体制の深まりを示すものであった。上海事変によって、負傷した傷病兵二〇〇人が佐世保海軍病院で療養中であったが、この見舞として愛国婦人会佐賀県支部長ほか二三人が六日に佐世保に赴いたことなども、佐賀市地域が次第に軍事体制に包み込まれてきた様相を反映する動きであった。また六日に勸興小学校で佐賀市聯合婦人会の発会式が催され、この折にも講演者として佐世保鎮守府から海軍大佐が来会したのが、ここに現われているように、軍人の諸団体への参与が目立つようになった。

ところで、準戦時体制による軍需生産の増強の影響が、次第にみられるようになった。三月七日付の『佐賀新聞』には「金融の逼迫も此辺が峠か 長期の貸出契約に金融業者耳を傾く」と記した見出しを載せ、市内銀行関係者の間には、金融事情が緩和する傾向にあるとの見方が強くなっていることを報じた。しかし、景気回復はまだ見通せないでいた。

佐賀地域の人々の生活状況も改善しなかった。佐賀市公益質屋が二月中に扱った件数からみると、入質者四三六人、一〇八八点、貸付額二千四百八十三円三十銭で、入質者の内訳は小商工業者一三五人、労働者五〇人、月給取り二五人であったと『佐賀新聞』三月十五日付は伝えている。中小商工業者の入質が多く、中



佐賀市公益質屋

地返還要求が多くなっていた。一月から八月までの小作争議調停件数は二〇件、関係地主二八人、小作人七八人、田二八町六反二畝、このうち五件は地主の申立てによるものであると報じていた。

佐賀市内における失業者数も一向に減少しなかった。佐賀市社会課の調査では、八月一日現在は失業者二三八人で、これは前月比で四〇人の増加であり、不況様相を反映していた。

しかし、昭和八年一月二十四日付の『佐賀新聞』には「これがインフレ景気の正体 台所に揚る悲鳴」と題して佐賀市の物価騰貴の現状にふれている。白米、玄米、麦、薪炭、木材などが騰貴してきていると指摘しているが、これは準戦時体制の進展による影響が出てきたものであった。

鉱業界では昭和七年から操業拡大化の傾向がみられ、二月六日付の『佐賀新聞』には「欧州大戦の頃の好況時来る 県下鉱業界は坑夫を募り一斉に生産拡張」の記事を載せ、東松浦郡厳木村の新屋敷炭坑では三



愛国婦人会旗とその役員
(佐賀支部蓮池町)



月から二〇〇人の坑夫を募集して生産拡張を行っている状況を報じた。また三月七日付同新聞記事には「インフレ景気に木材在貨増す 昨年比し約二割」と報じ、木材価格の騰貴による売り惜しみから県下の昭和七年末の木材在貨量が四万三八四〇石に達し、六年末の三万六九九四石の二〇パーセント増になっていることを記している。

準戦時体制の進行は、経済状況にも影響が現われてきたが、軍国主義体制は佐賀県国防協会の設置や愛国運動となって現われた。

佐賀県国防協会の設立発起人会が三月三日に佐賀県教育会館で開かれたが、これには県教育長、県会議長、佐賀市長、唐津市長、佐賀市会議長、佐賀商工会議所会頭、郡町村会長、在郷軍人聯合会長など三八人及び第十二師団長、久留米聯隊司令官が参加して開かれた。三月末に設立総会を開催し、佐賀県下全戸から一名以上の会員を募集することにした。

婦人報国運動としては、愛国婦人会佐賀県支部が中心になって、愛国婦人会、聯合婦人会、女子青年団などあらゆる婦人団体を網羅し、女子一五〇人につき一人の委員、市町村幹事委員、区から一〇戸に一人の実行委員を囑託してゆくことにし、実行要目に国防献金などを強力に行うこととした。三月四日佐

賀市では市役所内で、このための会議が開かれ、三月八日には佐賀市護国婦人会が発足した。

昭和八年（一九三三）二月二十日の国際聯盟總會で満州の主権は中国にあるので日本軍は満州から撤退すべきである、という十九か国委員会の勧告案が採択される見通しとなったことから、日本政府は、国際聯盟を脱退することにした。

中国東北地域への進出は国際的非難をあびたが、これに対して日本政府は真向から挑戦する態度をとり、国際聯盟を脱退したが、それは戦争の道を更に拡大してゆく危険な政策であった。

佐賀市公会堂で二月二十一日に国際聯盟脱退県民大会が開かれ、一、聯盟脱退を即時決行すべし、一、聯盟脱退後第三国の圧迫を被むるを覚悟し、挙国一致を以て之を排撃し帝国使命の貫徹を期す、との決議を採択した。

日本の国際的孤立化が進んだが、日本政府は、これを軍事体制の強化によって切り抜けようとし、軍需生産を強めた。軍需景気は新卒者にも影響し、佐賀工業学校では七十七人の新卒者の就職がすでに決定し、更に二、三年前の卒業生で未就職者も全部就職みになったと三月二十日付『佐賀新聞』は報じている。

昭和八年三月二十五日付の『佐賀新聞』は「全ドイツに亘り ヒトラー独裁確立 憲法は実質的に効力停止」の見出しでヒトラーのファシズム体制の確立を報じた。ヒトラー内閣に一九三七年三月一日まで独裁的な権限を附与し、憲法に抵触することがあっても、あらゆる法律を公布することを認め、法律や条約締結に関する国会と聯邦議員の権限を廃止する、という案が圧倒的多数でドイツ国会で通過した。

ヨーロッパにおけるファシズム体制の確立は、アジアにおける日本の中国進出と相並び、新たな世界戦争

の危険が現実化しつつあることを示していた。

佐賀県国防協会の発会式は、四月九日佐賀市公会堂で行われたが、その折に採択された宣言には、
万世一系の天皇を奉戴し金甌無欠の国体を擁護し、あじあ亜細亜民族の頽勢を復興し、以って東洋永遠の平和を確保するは帝国天賦の聖業なり。

曩に帝国が世界に率先して満州国を承認したる所以のものに茲に存す。

昭和八年三月帝国は国際聯盟と所信を異にし遂に脱退を断行し、国運を賭して帝国主張の貫徹を期するに至れり、今や畏くも大詔を渙発あらせられ、国民の嚮ふ所を示させ給ひ方今列国は稀有の世変に際会し、帝国亦非常の時難に遭遇す、是れ正に挙国拡張の秋なりと諭し給ふ。実に現下險悪なる国際的情勢は一日の儉安を許さず。

我等臣民たる者協力一致愈々国民国防の実を挙げざるべからず。

茲に吾人は挙国一致全国に率先して国防防護団体を組織し皇国聖業の遂行に寄与し、以って聖旨の万一に奉答せることを期す。

とあった。

このような中であって、注目すべき動きとして、佐賀県下の印刷労働者を組織した佐賀印刷労働組合結成があった。労働組合活動が大きく制約されていた時期だけに、組合結成は珍しかった。

一方佐賀市の四月一日現在の失業者数は八五人で、これは前月より一五人少なくなっていた。貫通道路工事が失業救済事業として運用されたこともあって、失業者も減少してきた。

景気回復を期する声は強くなったが、この中で大正十三年八月に閉鎖されたままであった豊国セメント佐賀工場の再開を求める動きが活発になった。

佐賀郡東川副村に所在していた豊国セメント佐賀工場は大戦後の不況によって工場閉鎖に追いやられ、以後放置されたままであった。しかし、佐賀線開通が目前になったことや、軍需景気によってセメントの需要が高まったことなどから、東川副村内で同工場の復活を望む声が強くなり、豊国セメントと折衝が行われた。これには佐賀県知事も力添えした。豊国セメント側の意向は四月二十二日に伝えられたが、それは佐賀工場は設備古く取替えが必要なゆえ、機械取替費用の調達を目安を検討中というものであった。

準戦時体制を支えるために、流通過程への統制が強められてきたが、その一翼を担うものとして位置づけられたのが産業組合であった。産業組合運動は政府の強力な支援によって各地で普及し、特に農村で顕著に発展した。ところが、産業組合の普及は、小売業者を圧迫するようになり、小売業不振の要因となっていた。このため小売業者は産業組合反対運動を展開するようになった。しかし、産業組合の組織は広がり、昭和七年十二月末で、佐賀県内には一六一組合、その擁する貯金高千七百五十八万七千八百余円で、前年比で六万七千八百余円増であった。このうち佐賀市庶民金庫は七十九万九千九百八十六円の貯金高を持ち、県下で筆頭であった。また五月十一日には産業組合中央会佐賀支部の青年組織としての青年聯盟の結成式が行われ、更に五月二十一日には、県組織としての佐賀県産業組合青年聯盟の結成式が佐賀高等女学校講堂にて開催された。

産業組合の組織が発展するにつれて、これと対立する立場に立たされたのが帝国農会であった。農産物の販売斡旋を行っていた帝国農会は産業組合の進出により販売事業で競合するようになった。道府県農会販売斡旋主任者協議会に出席した佐賀県農会代表は、五月十八日帰佐した折に、会議では各府県ともに産業組合

の進出により農会と産業組合が対立し、販売事業の発展が阻害されているので、両者の連絡提携が急務であるとの意見が異口同音に出されたことを明らかにした。

産業統制が次第に強化されてきたが、それを小麦販売についてみれば、次のようであった。

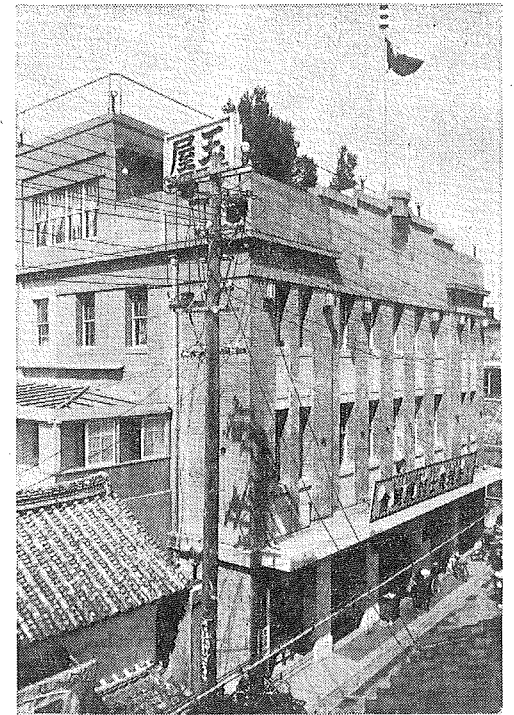
佐賀県当局は、販売統制協議会を開き、昭和八年春産の小麦の販売統制を行うことを決めた。これは昭和七年に三養基、神埼の二郡農会が行ったことを佐賀郡など他五郡にも及ぼすというもので、佐賀県産出小麦販売量の三〇パーセント約四万石を県農会を通じての販売とし、販売価格は入札会で決定する計画であった。これに対して米穀商は重大なる脅威を受くるとして反対の動きを強めた。

一方、産業組合の組織化が進むなかで、商業組合設立の動きが出てきた。

佐賀商業会議所は、七月一日、白山、呉服、元町、蓮池各町の店主と、商業組合設立の話し合いを持ち、その結果、組合設立のために努力することの同意をえた。これなども商業統制へ連なる組織の結成という側面を帯びたものであった。

さきに農会による小売販売統制の計画は、小麦収穫も終わった段階で実施されることになった。六月下旬から七月上旬にかけて、農会への農家が出荷を積極的に行うようになり、販売統制は効を奏した。「小麦の販売統制果然好成績を示す」と七月二日付の『佐賀新聞』は報じている。

農会、産業組合による販売事業の進展により、営業に大きな支障を受けることになった米穀商は反対運動を強めた。七月四日に佐賀商工会議所で佐賀県米穀商連合会常任幹事会が開かれ、農会、産業組合の共同販売に対し、小麦の不買即時断行を決め、交渉委員をもって当局と折衝してゆくことを定めた。しかし、七月



丸木屋跡に建築された玉屋デパート

商業組合」とし、組合総出資額を十万円、一口五十円とし十一月設立目途に準備を進めることが申し合わされた。

商業組合設立は商工省の推進によるものであったが、これがまた既存の市街地信用組合と競合することになった。商業組合は地域的には市街地信用組合と重なり、商業者は二重の組織への加入を強いられることになった。このため市街地信用組合は、商業組合参加者には融資を行わない旨を決定した。これは商業組合を推進する商工省と信用組合の発展を培う農林省との対立でもあった。

商業組合の設立が進められる中で、佐賀市商店業者にとってまた新たな問題が出てきた。それは玉屋の進出であった。

昭和八年（一九三三）八月十二日付『佐賀新聞』に「玉屋愈々佐賀進出か」との記事を載せ、丸木屋跡地を玉屋が買収する話が進行していることを報じた。八月二十二日付では八月十四日に田中丸善之助と古賀銀行との間に四万三千元で丸木屋跡の売買契約が成立し、博多玉屋と田中丸との売買契約もほとんどできていく旨を伝えた。

さき佐賀県内に消費組合設置の話が出て、これに反対陳情を行っていた佐賀市商店業者は新たな課題をかかえた。玉屋デパートは十月から四か月工費十万円で五階建のデパートを建築し、来春三月開店への段取りを明らかにした。

この状況の中で、九州五大銀行の一つであった古賀銀行の解散が九月二十七日の臨時株主総会で決定された。

ところで、産業組合に対する商業界の反感は強まっていたが、昭和八年十一月二十四日午後全日本商権擁護佐賀支部同盟結成大会が佐賀市公会堂で開かれた。これは佐賀商工会議所と佐賀商工会が主体となり肥料組合団体や会員など六〇〇人が参加して、佐賀支部の設立を承認し、六人の陳情員を選出して、知事を始め、関係者に陳情した。

また十一月二十四日午前中には佐賀県商工会聯合総会が開かれ、商工青年部を設置して「産業組合反対」運動の最前線部としてゆくことを決めた。

2 昭和九、十年の状況

準戦時体制の進展により、経済の軍事化が進められ、次第に生産に対する統制も強化された。この中にあって、佐賀市内に軍需工場を誘致する運動を起す必要性について佐賀市議会で議論が起り、「現在空軍発展の時代に於て大都市に軍需工場を置くことは空爆の目標となって危険性が多い（中略）この見地から佐賀市に軍需工場を誘致することは頗る有望であり、実現すれば佐賀市の発展に寄与するところ大である」との発言が行われた旨を『佐賀新聞』昭和八年四月十四日付は報じている。このための第一歩として戸上電機を佐世保鎮守府の指定工場にするようにとの運動がおこった。八年二月には臨時購買指定を出願し、また佐世保鎮守府からも相次いで戸上電機視察のため人が派遣された。

昭和九年（一九三四）に入ると佐賀市の産業を振興させるために市は産業振興計画書の作定を急ぎ、同年四月に成案をえた。この産業振興計画の中で最重要部門とされたのが軍需工場の誘致問題であった。このため佐賀市勸業委員会は、その準備作業として市内の工場視察を四月十六日に行った。各工場とも注文品の製作に追われ、工場拡張がなされている状況が明らかになった。その後軍需工場指定をうける第一歩として軍需品入札者臨時名簿に登録される運動を起し、戸上電機がこの名簿に登録されることになった。戸上電機は注文をうけた軍需品製造を佐賀市内の各工場に分割するという体制をとった。

五月一日には協和館で「軍需インフレの波に乗り諸工業の活動を促す」ために市勸業係が市内の鉄工業、機械工業、木工業、醸造業などの工業関係者及び商工会議所商工会員などを集めて工場懇談会を開いた。こ

の会合では戸上電機側から軍需工場誘致問題の経過とその展望が述べられ、また中小工業の当面する資金の融資問題について論議がなされた。

軍需工場誘致などで佐賀市経済の振興をはかる動きが強まったが、景気は一向に回復しなかった。例えば佐賀市公益質屋の四月中における貸付状況を『佐賀新聞』昭和九年五月六日付の記事によりみると、貸付高三千五百六十三円四十三銭、質受高三千二百七十五銭で質受高が余り多くない。また入質者は小商人一七三人、労働者七八人、小工業者五〇人、俸給生活者三七人、農家六人、その他二七人合計五七一人で低所得層から中所得層へと質屋通いが進み、不況が次第に中上層にも影響を与えるようになってきたことを反映した入質内容になっていた。

佐賀市の経済状況は必ずしも良くなく、好転の兆しは見出せなかったが、その中において工業振興を培う動きが強まった。それは佐賀市内の諸工業を網羅した組織をつくり、それを基盤にして振興策を施行しようというものであった。このため昭和十年一月二十九日に佐賀市長などは佐賀市内の諸工場を視察し、工場の現況や従業員の状態などを見聞して、施策の方向づけを図ろうとした。視察した工場は、小川鉄工場、青田ヤスリ工場、横尾鉄工場、石丸鉄工場、戸上電機製作所であった。二月一日には、公会堂で佐賀工業振興会発会式がもたれた。同会は諸工業の指導や組織の強化など工業振興に関する基礎的問題の解決をはかるための組織として位置づけられた。

工業振興策が佐賀市内でも積極的にとられてきたが、一方工業生産の様相は軍需景気によって日本国内が若干好転してきたことを反映した動きが佐賀市内においてもみられるようになった。例えば昭和十年二月一

日付の『佐賀新聞』には「工場のウイंकで女中さん大払底、軍需インフレ景気の浸潤か」という見出しで軍需景気のことについてあり、この記事の中には、錦華紡績佐賀支店から五〇名の女工募集や宮崎県延岡ベール工場からは三八〇〇名の大量女工募集が佐賀市職業紹介所に来ていることを報じていた。

このように、軍需景気の波が少しずつ起りかけていたが、佐賀市内諸工業はまだそれが弱かった。そのため、佐賀市勤業係では市民の余剩労力を活用する家内副業奨励計画をたてた。三月五日に東部からは牛島、東田代、材木、紺屋の四区、西部からは八戸、長瀬、厘外、本庄の四区計八区の区長を市役所に集めて、家庭副業に関する協議会を開催した。この協議会では、材料が豊富にあり、販路も確実な菓細工を奨励することにし、その製品としては差し当り蕨に重点をおくとした。この背景には、佐賀市内で一年間に使用されている荷造用蕨が錦華紡績佐賀支店で七万四千枚、丸通運輸会社二万四千枚、市内量製造業者一万六千枚など十万枚以上が消費されているという認識があった。蕨製造の具体策としては、製蕨機は市当局が共同購入し、製品販売についても市が斡旋するという方針であった。

この製蕨事業の振興は、計画通りには進行しなかったが、家庭副業興隆が考慮されたことに不況の波がまだ引いていないことを示していた。

世界大恐慌後の経済状況は混乱を極めていたが、日本政府は、その活路を軍事体制の強化に求め、国家的規模で軍事化を進めていった。例えば昭和十年二月八日付の『佐賀新聞』をみると「葉隠佐賀を飾る軍国美談」とか「堂々市中を建国祭行進、佐賀市郷軍の行事」との見出しで軍国主義化の進行を示す記事があり、広告においても「建国祭奉祝大売出し、非常時の日本の建国祭を迎え全品挙げて特別奉仕仕候、建国だんこ

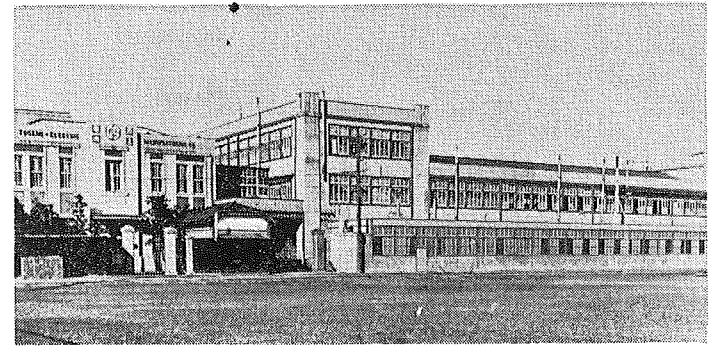
御接待」ということで呉服販売の広告を出していた。

国内矛盾激化の様相を小作争議からみると、昭和九年（一九三四）における小作争議は四五〇〇余件に達し、それは昭和八年件数一二〇〇余件よりも三五パーセントも増加していた。小作争議に関係した地主、小作人数は、昭和九年で地主一万九一五〇人、小作人七万六五二九人、昭和八年は地主七七八七人、小作人二万九三〇六人なので、昭和九年は前年よりも地主数で約二・四倍、小作人数で二・六倍もふえ、小作争議が広範囲化したことを反映していた。これは小作争議の対象になった田が昭和九年で三万六七八三町、昭和八年が一万八三一七町と約二倍になっていることからうかがえる。小作争議激化の要因は、小作料の滞納、地主の自作化、小作地売却、競売などによる小作地引上げなどが主であった。昭和九年の全国的な不作による農作物の大減収は集団的小作争議増加の要因となり、このため争議関係人員、面積ともに著しくふえた。

小作争議は、全国的には大正末、昭和初期に比べて減少し、小作人組合の活動も振わなかったが、不作のため著しく争議が増えたことにみられるように、地主・小作関係を基礎づけている体制的矛盾は緩和されていなかった。

累積してきた国内矛盾の鋭先を海外進出に求めた日本政府の方針は、経済の軍事化、政治の軍国主義化の進展となったが、それが地域にも次第に侵透してきたことは、軍需工場指定をめぐる佐賀市工業関係者の動きなどからうかがうことができる。

佐賀市内の工業発展を培うものとして軍需工場指定を求める動きが強まっていたが、昭和十年三月二十八



戸上電機製作所（昭和7年ごろ）

日に佐世保海軍工廠造機部長、同航空部長などが来佐し、翌二十九日に戸上電機ほか市内七工場を歴訪して製造能力や技術などを詳細に視察した。これにより関係者は軍需工場または軍需品指定の前提ではないかとの期待を持つようになったが、その後戸上電機ほか六工場の関係者が佐世保海軍工廠を訪問し、工廠を見学した。その際に工廠側の意向として、五月下旬ごろに試験的に佐賀市内の鉄工場に注文し、成績が良好であれば本格的に注文を行う旨が伝えられた。四月十六日には佐世保海軍工廠から再度の調査があり、戸上電機ほか六鉄工場を軍需工場として指定することがいよいよ確実になってきた。そして戸上、横尾、石丸、溝田、真崎、青田、鶴沢各工場の指定が予定された。

佐賀市内の諸工業も軍需インフレによって次第に活況を呈するようになった。市内には二五の鉄工場があった。昭和八年度の生産額が七十八万七千八百九十六円だったのに対して、昭和九年は百三十七万二千三百一十円と倍化し、軍需インフレによる生産増強がみられた。

しかし、軍需インフレとは逆に農村問題は深刻化した。佐賀裁判所に持込まれた小作争議の調停申立は、昭和十年一月から五月までに一四五件に達していた。これは前年同期が三五件だったので、著しい増加であ

った。争議内容も土地返還請求七〇件、土地耕作継続要求五六件、小作料減免一九件などとなっていた。

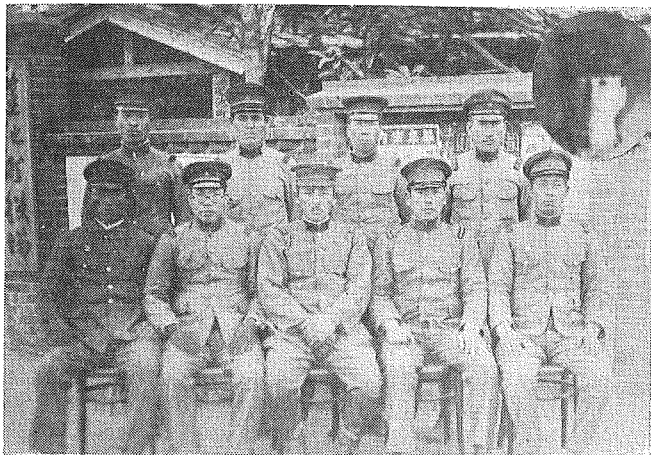
ところで、経済状況は必ずしも好転しなかった。その回復策として軍需品生産に活路を見出す動きは一層つよまった。六月十三日には、佐世保海軍工廠から六名が来佐し、佐賀市役所に石丸鉄工場主ほか四工場主及び久留米所在鉄工場主三名を集めて、製品見本並びに図面を用いて製品の説明を行い、その後各工場主に注文書を交付した。こうして佐世保海軍工廠へ納入する製品の生産が開始されるようになった。

軍需品生産により、生産の面でも佐賀市は軍国主義体制に包み込まれるようになったが、それは防空訓練の強化によって市民が一層束縛される状況が深まったことも相呼応していた。

六月十四日には、佐賀市防空防護団の結団式が高等小学校で行われた。これには在郷軍人、男女青年団員、青年学校生徒、看護婦など約二千名が参加し、式には第十二師団長、佐世保鎮守府司令長官が出席した。敵機来襲に備えるための防毒、救護、避難、警戒の体制を強めるための市防護団の結成は、まさしく軍事体制に市民が包摂されてきた状況を如実に示すものであった。

六月十一日午後一時から久留米聯隊区司令部付将校を招聘して高等小学校で青年学校生徒六〇名に防火、防毒、救護、避難の訓練が行われた。また同日夜八時から更に学生・生徒に国防化学協会による毒ガス対策の訓練が実施された。敵機の来襲に備えるため水源地、ガソリタンクに仮装を行うとして、赤松町水源地、佐賀駅北側のライジニクソン石油会社のガソリタンク二箇所を仮装することが計画され、また佐賀市の燈火管制の実地訓練が行われた。

軍国主義体制は着々と強化されていったが、六月十八日には佐賀市薬剤師会と歯科医師会が市役所で防毒



蓮池町在郷軍人の幹部たち

学問・思想・信条の自由を抑圧するファシズムの体制が、このように強化されてきた。ファシズム体制の進展により市民生活も統制を受けるようになったが、経済状況が良くないところから、佐賀市は商業振興会を結成して商業の興隆を期

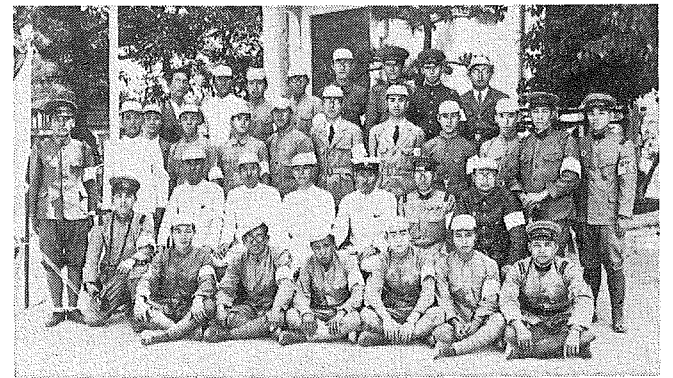
層軍部中軸の体制に組み込まれるようになった。

軍国主義体制の進展は、美濃部達吉の出した「天皇制機関説」排撃運動にもみられた。

七月二十七日に佐賀県下各郡市在郷軍人聯合分会長会が八幡小路曙旅館で開催された。この会議では明春

佐賀市で開催される九州在郷軍人大会について協議したのち、天皇機関説絶対排撃の声明書を満場一致で議決し、園田首相、林陸相、大角海相に発送した。この声明書は、単に学説的天皇機関論を排撃するだけでなく、現代世相に現われたすべての天皇機関論的行動とシステム一切を排除していくという強硬な内容であった。

天皇機関説排撃の動きは佐賀地域でも、このようにみられたが、それは『佐賀新聞』に「痛憤すべき時局の種々相機関説の兇逆性を繞て」と題する在郷軍人の長文の論稿が掲載されたことにも反映していた。



佐賀市防護団員

と救護に関する予備会議を開催し、十九日には高等女学校生徒に陸軍将校が防空講話を行い、二十二日には市役所に市内七分団の幹部を集めて防空指導がなされた。また二十二日から三日間にわたって佐賀歩兵第三大隊兵営で青年学校長と小学校長一四〇余名の宿泊講習会が催された。一方防空体制を一層整備するためとして、七月十二、十三日に佐賀地方防空訓練が行われることになった。

この訓練内容は、七月十二日午前七時半に太刀洗飛行場から飛来してきた飛行機によって空襲が始まったとし、市防護団はガス攻撃に対する防護を行い、また焼夷弾投下に備える防護救助活動をなし、夜には三〇分間非常燈火管制体制を敷き、翌十三日も同様の訓練を行うというものであった。この防空演習は「某国との国交は遂に断絶の止むなきに至り、北九州地方は近く其空襲を予想す」という名目の下に行われるものであったが、某国とは勿論中国のことであり、日本の大陸進出によって、中国との矛盾が深まった状況に対する日本政府の一層徹底した進出体制維持をはかる手だてであった。

七月十二日から二日間、佐賀市と佐賀郡で防空訓練が実施された。住民は、この防空訓練に動員され、一

した。これは春の市協会や佐賀商業協会など七〇余人を集めて、春の市場払、誓文払、年末年始売出し、商工祭、博覧会を共同で催すというものであった。

商工業振興策がとられる中で、製糸業をめぐって新たな動きがみられるようになった。

鐘淵紡績株式会社は、昭和八年四月に佐賀市上多布施町に工場を新設した。また乾繭工場四千余坪を建てたが生糸価格の下落により操業を中断していた。しかし生糸価格が上昇したので、設備拡張の計画を樹てた。これは県が主導して共栄蚕糸株式会社を設立する動きを強めたことに対抗するためであった。工場拡張用地としては上多布施町の乾繭所北側の田地二五〇〇坪が予定され、佐賀市長に買収交渉の斡旋を依頼し、十月下旬に買収交渉が終了した。そこで十二月初旬には地鎮祭を行い、翌年春迄には女工三〇〇名を雇って操業開始を目指すことになった。

このように新たな企業活動がみられるようになったが、佐賀市はこの気運を促進するため工場誘致条令を制定する準備を進めた。それは市発展のためには工場誘致が必要とすることからくるものであったが、誘致条令作成のため主要市に工場誘致方法の照会を行った。回答には工場誘致に当っては多額の起債を行って用地を買収し、それを企業に提供し、市税を減免し水道料を軽減するなどが必要であるとすることが多かった。市当局は、これらを参考にして誘致条令の制定を急ぐことになった。

3 昭和十一年の状況

軍需景気の進行がみられてきた中で、佐賀市においても軍需工業を振興さすための機械工業組合の結成が

昭和十一年一月十五日に行われた。これは製品や材料購入が不統一であったのを改め、今後は軍需品生産などに関して組合が機械や、材料の共同購入と製品の共同販売を行うというものであった。

このように次第に商工業界でも組織化の動きが強まったが、それを象徴するものとして産業会館建設があった。

産業会館は、佐賀県農会、佐賀県産業組合联合会、養蚕組合联合会、畜産組合联合会、耕地整理協会など佐賀県下の産業団体を網羅して、佐賀県産業の発展を培うためのより所とするということから建築が意図された。敷地には産業組合联合会事務所跡地を当て、建坪二九〇坪、三階建、総工費十八万円で建てる計画であった。設計では一階を産業組合联合会が、二階は県農会その他が、三階は産業協会が使用し、また大中の会議室を設けるというもので、竣工費用の各団体への割付手続も完了したことからいよいよ着工の段階になった。

産業組合などの組織化が進んできたが、このような中において昭和十一年二月二十六日に青年将校が首相官邸などを襲撃したいわゆる「二・二六事件」がおきた。激化する社会矛盾の解決をめぐる軍部内における不満の現われであった。

二・二六事件に際して、佐賀県特高課、佐賀憲兵隊などが警戒体制を敷いたが、これは事件参加青年将校の中に四名の佐賀県出身者がいたことも関係していた。

ところで、社会矛盾の様相を農村における講の状況からみると、昭和九年三月の講負債は二千万円に達し、また負債総額は六千万円以上であると佐賀県経済更生課は、その調査結果を明らかにした。頼母子講二八六九会、その講金額千二百二十九余万円、千人講二〇六で抽籤口数一万一四七五口、抽籤金額百三十万円

五百十九円となっており、農村における負債が著しくふえていた。

二・二六事件は社会矛盾の深化を露呈したものであるが、この事件を契機にして軍部の台頭と体制のファシズム化が一層進んだ。三月八日に佐賀県下の青年学校職員生徒を総動員して軍事訓練が行われた。これには久留米聯隊区司令官、第十二師団司令部付少将などが総裁官または顧問として参加し、軍事演習を指導したが、この事態はまさしく軍国体制が急速に展開しつつあることを示すものであった。

これはまた産業部門における統制となって現われた。

佐賀県は三月二十五日に販売統制常任委員会を開いたが、この会議は農産物の販売統制について、次のように定めた。つまり、農産物を米穀部、副産部、鶏卵部、木炭部の四部門に分け、米穀部の米、麦、菜種、豆類は産業組合系統機関で、副産部の藁細工、蔬菜、果物、茶、紙、果物は県農会系統機関と出荷組合の生産団体で、その他は産業組合で取り扱うこととした。鶏卵については農会、産業組合、養鶏組合の間で意見まとまらず保留となった、木炭は産業組合扱いとした。こうして農産物販売統制で産業組合が大部分を取り扱うことになった。

産業組合による統制が強まったが、他方農事組合においても統制が進められた。佐賀県農会では県下二千余の農事組合を佐賀県産業調査会が決定した農村基礎団体整理統一の方針に基づき、過大組合の分割と過小組合の統合を行って、組合聯合会を設け、各組合ごとに総務、調査、農業経営、生産調整、経済、教化、社会の七部門を置き、各部門ごとに専任委員を設置して疲弊した農村の救済を図るとした。

このような中であって、長崎三菱重工業から佐賀市に対して鋳物工場設置の意向がある旨が伝達された。

これは五月八日に開かれた佐賀市機械工業組合総会において佐賀市勸業課長が明らかにしたもので、総会においては積極的に受け入れることになり、長崎に赴いて三菱側と懇談することになった。三菱が鋳物工場設置の計画を立てたのは、大阪や名古屋方面に一〇〇トン内外の注文を行っているので、佐賀に工場を設ければ運賃などが軽減し利益が見込まれるということにあった。三菱側と佐賀市との鋳物工場設置をめぐる交渉は重ねられ、戸上電機が一切を引き受けるということで実現の見通しが濃くなった。これは佐賀駅東北部に一千坪の用地を買収し、これに三菱重工業指定鋳物工場を建設するというものであった。このような状況の中で、三菱長崎造船所から一二八〇人の職工募集を佐賀職業紹介所に依頼してきた。さきと同造船所は県内から一二〇人の職工を募集していたが、今回はそれを遙かに上回るものであった。

軍事体制の強化は、軍需生産の展開を伴ったが、この軍需インフレの波に呼応して、特産工芸品の産業化を図り、県特産品の興隆を培う動きが強まった。伝統的工芸品の統一として工芸協会を設立することが佐賀県商工課によって推進された。これは県下一二〇余りの業者を工芸協会に組織し、工芸品の展覧会、競技会の開催、各地の視察、講演会などを催してゆくというものであった。参加者には有田陶磁器、藤津郡陶磁器、鍋島緞通、鹿島錦、佐賀錦、竹細工、木工、玩具、漆器などの業者が予定された。

このように産業分野における組合の設立が進んだ。昭和十一年六月末現在で佐賀県下の産業組合は一六六に達し、その組合員八万二六一三人となり、全町村に普及した。

産業組合が購買と販売を斡旋するようになったが、昭和十一年度上半期における佐賀県産業組合聯合会の販売斡旋成績は主要物品で次のようであった。

米は総生産量三二七万俵のうち六〇万俵を扱うことが農会との出荷割当協定によって決定していたが、六月末での取扱量は二九万俵余りであった。また小麦は六二万俵のうち四二万俵が販売に回される部分であるが、このうち二二万俵を産業組合で統制販売する予定であったが、六月末でわずか三万俵余りに過ぎなかった。これは小麦価格の値上りの影響であったが、組合幹旋の販売がまだ弱いことの反映でもあった。

産業組合の統制が進められたが、この政策は金融部門でも行われた。つまり政府は金融機関統制のため銀行の一県一行主義を打ち出した。これに対して、佐賀県商工課では急速な銀行合同の方針をとらず、まずは一郡一行主義をとった。これは一県一行であれば、中小商工業者の零細資金調達が円滑に進まず却って金融梗塞じょうさくをもたらすとするものであった。佐賀県下には普通銀行一六、貯蓄銀行一があったが、銀行主脳者間でも統合の気運は、まだ余り出ていなかった。

ところで産業組合による販売幹旋事業の推進に対して、帝国農会は必ずしも賛成していなかった。

八月十九日から二十一日までの三日間にわたって帝国農会主催道府県販売幹旋主任者協議会が開かれ、今後の系統農会の販売幹旋事業について協議が行われたが、この中で系統農会が販売幹旋を強化してゆく必要性が強く打ち出された。農林・商工当局に提出した決議文の中には、系統農会が農産物の生産と販売に関して総合的指導を行うべき重大な使命を有するので、農会が生産調整及び販売統制について強制権を持つことができるように農会法を改正することや道府県庁幹旋所の事業の中で農産物に関するものは、これを系統農会に移管するよう農林省に要望するなどが盛り込まれていた。

帝国農会が販売幹旋を強める方針を打ち出したにも拘わらず、産業組合への加入者は増加していった。

佐賀県産業組合聯合会は、昭和十一年（一九三六）八月段階では一六六組合に達し、組合員も八万二六一三人を擁していた。農家のほとんどが参加していたが、まだ未加入農家が三五〇〇余人あった。聯合会は県下一切に未加入農家に対して部落懇談会または戸別訪問を行って加入を進め、八月一日から十日までの間に五五三人の加入をえて産業組合の組織強化を行った。

このような中において、佐賀郡産業組合聯合会主導の製粉製麵工場が佐賀市外の巨勢村高尾の日本電機鉄工跡に建設された。これは四月上旬から工事が行われ、工費一万二千元を費し、八月二十二日に竣工式が行われた。同工場は山越式小型製粉機八台、真崎式製麵機数台を据えつけ、従業員一〇人を雇って月に三七斤入小麦一千俵、三〇斤入麵類二千箱を生産することが見込まれていた。

産業組合の組織化が進められたが、他面農業水利で新たな事業が計画された。

昭和十一年九月三日に佐賀市赤十字社内で水利事業計画協議会が開かれた。これには佐賀市郡二二村、小城郡二村、大井手・東芦刈・西芦刈の各普通水利組合から代表者が出席し、佐賀県からは経済部長、耕地課長が参加した。佐賀、小城両郡の耕地一万余町歩の早水害を救い併せて水力電気事業を附設して農業用動力の供給を行う計画の審議であった。

協議会は、昭和十二年度から調査費七〇八千円を用いて調査に着手し、工事費二百万円を投じて、北山村小加倉大溜池の外に下流五、六か所のうちから用地を選定し、一〇〇町歩の貯水池を築造しようという計画をねった。

ところで日本政府は中国進出の体制を一層露骨に示すようになった。

昭和十一年八月二十四日に中国四川省成都で日本人四人が襲撃され、二人死亡、二人負傷といういわゆる成都事件が起きた。これは中国民衆の排日感情の激化を示す兆候が現実的となったものであるが、この事件に対して、日本政府は、その中国東北部への進出を棚上げにして、中国非難の態度を強め、また成都事件を大々的に国内で報じて対中国強行政策を擁護する世論づくりを行った。また九月六日に中国南部雷州半島の北海で日本人の薬種商が襲撃される事件が起きた。これは中国十九路軍将兵主催の大抗日デモの際に起きた事件であるが、日本政府は、中国民衆の抗日が日本の中国進出により生起していることを反省せず、これまた中国反対運動に活用した。「成都、北海事件に関し、陸軍当局重大声明」とか「不誠意極まる支那、北海事件を隠蔽」とかの記事見出しが新聞紙上にあふれ、中国への強行政策がとられていた。

一方、昭和十一年九月十一日付の『佐賀新聞』には「ナチス党大会で又も ヒ独総統爆弾宣言 植民地要求を含んだ新経済四ヶ年計画」という見出しで、九月九日に開かれた第八回ナチス党大会の模様を伝え、ナチスの新政策の展開を報じた。この大会でヒトラーは、一九三三年の政権獲得後四ヶ年間のナチスが執行した政策を賛美すると共にヴェルサイユ条約を破棄し、陸、海、空各軍の増強を行い、植民地要求をも含めた新経済四ヶ年計画を行うとし、再軍備と外国侵略の膨脹政策をとることを明言した。ヨーロッパにおける新たな戦争の危機が、こうして強まったが、極東においては、すでに日本の中国進出によって、それは現実化していた。侵略戦争が民衆に困苦と災難をもたらす以外のなものでもないことは、その後の事態が如実に示したが、侵略反対、戦争反対の運動は治安維持法による徹底した弾圧体制の下に強力に展開しえなかった。佐賀県内ではむしろ庶民が一層軍事体制へと組み込まれる状況が強められていった。

九月二十七日から三日間北九州防空演習が第十二師団統率下で実施されたが、これをめぐる佐賀地域の動きは、次第に佐賀市民が戦争へと方向づけられつつあることを示すものであった。

『佐賀新聞』昭和十一年九月十五日付は「防空演習愈々本格化 婦人も驟然起って 郷土の空を死守 活気漲る各防護団」という見出しで北九州防空演習に整える動きを報じ、「〇国との情勢急迫し、九州一帯に今や危機迫る」との想定で行われる訓練は、最早、日本政府が対中国問題を平和裡に解決する姿勢のないことを反映した動きであった。九月十三日には、佐賀市防護団本部による佐賀市内指定商店の燈火管制が行われ、九月十五日には知事の防護団視察があり、警報伝達及びこれに伴う各作業の点検がなされ、また防護団各分団に防毒マスクの配布がなされた。

更に九月二十日には全市いっせいの燈火管制が実施され、爆弾、ガス弾、焼夷弾に対する防護訓練がこれに随伴した。『佐賀新聞』は当日の訓練の模様を「実戦宛らさながらの予行訓練」「敵機猛威をふるひ、葉隠城大爆弾の洗礼、果敢佐賀市防護団の大活躍随所に展開」の大見出しをつけて詳細に報じた。新聞が最早政府の政策を批判しないのみならず、積極的に軍国体制へと庶民を動員する道具となつて示す記事であった。

九月二十一日に梨本宮が佐賀商工奨励館視察ということで来佐したが、これがまた大々的に軍国体制推進のために活用された。梨本宮は北九州防空演習統監として来州したものであったが、佐賀市では商工奨励館、消防組、防護訓練の視察を行った。「梨本宮殿下防護団の活動状況をつぶさに御視察」と『佐賀新聞』が報じているように、視察に備えての訓練に市民は動員された。

軍事体制の強化がこのように進行していったが、社会矛盾は深刻化することはあっても緩和することはなかった。それは自作農創設維持事務主任官会議に出席した佐賀県小作官の帰佐後の同会議における小作争議状況に関する検討内容についての談話に端的に現われていた。九月二十七日の談話では、小作争議が各府県とも激増の傾向を示し、災害に伴う小作料減免や土地返還の争議などで事件も複雑になってきていることを告げ、会議では小作法の制定とこれの急速な実施を要望すること及び自作農奨励事業の拡大強化が肝要であることを一致して申し出ることになった旨を明らかにした。この談話は全国的趨勢について述べたものであったが、その状況は佐賀地域における小作争議の様相からも裏付けていた。

昭和十一年一月から九月末までの佐賀地方裁判所で受理した小作調停申立人および関係者の数は六九〇人に達し、昭和十年一か年間のそれが六五七人であったのに比べると、それをかなり上回る数となっていた。これについて佐賀地方裁判所の関係者は、申立件数が昨年より多少減少しながらも、事件関係者数が激増しているのは、小作争議が非常に複雑になってきたことを如実に示すものであるとの見解を明らかにし、また、小作調停申立人六九〇人の内訳は小作人四八七人、地主一八〇人、利害関係者二三人、関係田地一二〇余町歩であることを述べ、小作人对地主の関係が旧来の因習にとらわれず、小作調停によって小作関係を明確な契約たらしめたい意向が強くなっていることを指摘した。

小作争議の激増は、農村問題の根本的解決がはかられないため、農民救済が急務になってきたことを反映したものであるが、佐賀市で催された社会事業大会における議論からみても、それが何も農村に限ったことではなく社会全般に及ぶものであり、疲弊と困窮が全体的に進行していることを示していた。

昭和十一年十月十三日に佐賀市公会堂で九州、沖縄、山口各県聯合社会事業大会が開催されたが、この大会では救済事業に関して、市町村における救護法財源の確立、農村における方面事業の振興、救護強化のための救護法の改正などが論議され、救済救護事業の拡充が急務であることが強く打ち出された。

農村更生が大きな問題となってきたが、これに関して、農村救済対策としての土木事業の地元負担金の在り方が問題になってきた。昭和七年以来、農村更生策として実施されてきた土木事業は、県道改修などに重点がおかれてきたが、この工事において、地元は二五パーセントを負担せねばならなかった。これは疲弊してきた町村にとっては大きな負担となっていた。そのため一〇パーセント前後に軽減することを求める声が町村で強くなり、佐賀県政友会はこれを取り上げ、県当局にこれの改善を求めることにした。

ところで政府は産業統制を促進するため、産業組合の育成を培ったが、これは他面中小商工業者との矛盾を深めた。

十一月八日に藤津郡鹿島町で第十八回佐賀県商工会聯合総会が開かれたが、この総会では八項目にわたる決議がなされた。この決議の中には、産業組合が中小商工業者に圧迫と脅威を与えていることから、産業組合に対する各種特典を全廃することを求める件や、税制改革で売上税を撤廃することの件などがあり、政府の統制政策が中小商工業者にとって歓迎されていないことを示していた。

(三) 戦時体制下の経済状況

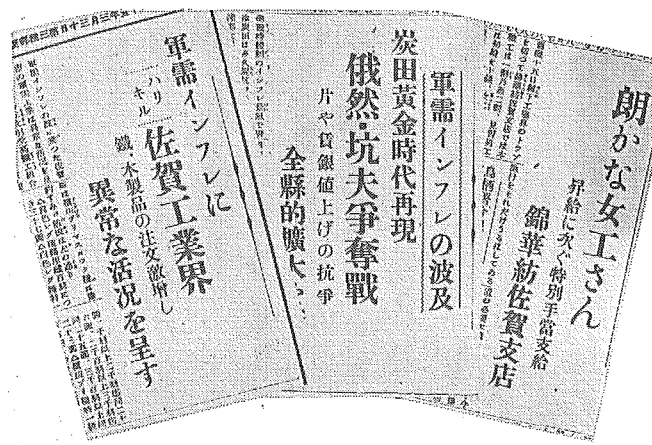
1 昭和十二、十三年の状況

昭和十二年（一九三七）に入っても農村窮乏は一向に改まらなかった。農村では負債が増えていたので、これを解消するために負債整理組合が設けられた。それは昭和十一年末現在で佐賀県下に三五町村八五組合に達し、参加人員二八八六六人、整理を要する負債額三百四十四万九千二百円の巨額になっていた。

一方、準戦時体制の進展は軍需景気を生みだしてきたが、それは物価騰貴を随伴した。鉄材価格などは急速に上昇し、橋梁、道路、排水用樋管などにも影響が出てきた。このため昭和十二年一月二十二日には佐賀商工会議所で佐賀県土木建築業同志委員会が開かれ鉄材暴騰に関する対策が審議された。

ところで、軍事体制の強化によって佐賀地域は、佐世保鎮守府との結びつきが一層つよまった。一月二十二日に佐賀市の赤十字社で佐世保鎮守府軍需米特約取引協議会が開催され、昭和十二年二月から翌十三年一月まで毎月二九〇トン、四六四〇俵を佐賀県下二一団体が佐世保鎮守府に出荷する契約を承認したが、これなどはその事態を端的に示すものであった。

軍需景気が物価上昇をまねいたが、他方諸企業の営業活動が盛んになってきた。『佐賀新聞』昭和十二年



軍需インフレを報道した新聞記事
(昭和十二年1月25日、4月19日付「佐賀新聞」)

一月二十五日付に「軍需インフレの波及 炭田黄金時代再現 俄然坑夫争奪戦 片や賃銀値上げの抗争」との見出しで佐賀県下炭鉱業界の動向を報じ、各地炭坑の操業再開によって坑夫が不足していることを伝えていた。また錦華紡績佐賀支店の様相にもふれているが、それには本工が一〇〜二〇パーセントの賃金アップ、見習男工で初給十銭、また特別手当月一円五十銭が支給

されるようになったことを記している。紡績景気が進行していることがうかがえる。これは同支店が工場二五〇〇坪、附属寄宿舎五〇〇坪を工費二十二万円で新築し、五万錘の諸機械を設置する計画を打ち出したことにも、その一端が現われている。

軍需景気によって軍需工業が発展してきたが、これは佐賀県商工業協会の改組の要因となった。つまり商工業の発展を培うために設立された同協会は工業発展の現況に対応するためとして、商業組合協会と工業組合とに分離し、商工業それぞれが専門的に発展を図ることにしたからである。

昭和十二年四月十九日付の『佐賀新聞』は「軍需インフレにハリキル佐賀工業界 鉄・木製品の注文激増し異常な活況を呈す」と題して、佐賀市の軍需景気の様相を伝えている。

この記事によれば、昭和十一年中の注文引受高は鉄工組合十六万円、木工組合一万五千元で、鉄工組合は佐賀工業旧校舎を七棟、木工組合は一棟を購入して共同作業場とし、またミシン裁縫所も佐賀綿ネル工場内に共同作業場を建て、ミシン一五台を据えつけて作業が行われていることを伝えている。

軍需景気による鉄材の暴騰は各所に大きな影響を与えた。佐賀県当局は鉄材騰貴を見込んで予算を組んだにもかかわらず、それを上回って鉄材価格が上昇したため、各種事業の再検討を行わざるをえなくなり、学校、図書館、公会堂などの建築はできるだけ中止または繰延べとすることとし、近く着工が予定されていた佐賀測候所も当初の設計を変更して起工を遅らすことにした。

軍需景気が国民経済の健全な再生産を保障するものでないことは言うまでもないが、それは鉄工業界の活況に反して木工業界が振わなかったことにも反映していた。『佐賀新聞』六月四日付によれば、佐賀県下における昭和十一年六月から十二年五月までの注文は鉄工が三十九万五千三百八十八円、木工は二万一千九百六円であったと報じ、木工業の不振の様相を伝えていた。

昭和十二年七月七日、中国国内蘆溝橋で日本と中国両軍の軍事衝突が起り、日中戦争が始まった。満州事変以後中国大陸への進出を強化してきた日本政府は、その進出の銚先を中国全土にまで拡大するにいたった。

『佐賀新聞』昭和十二年七月九日付は「北平郊外に風雲捲起る」として「我軍の演習中 支那軍不法射撃演習が実戦と展開した」との見出しで日中戦争の勃発を報じた。これは例によって日本の進出の不当性を問わず、中国側を一方的に悪者とする論調であったが、日中戦争の勃発によって、以後両国の民衆は計り知

れない惨禍を被った。

佐賀市民の戦時体制へ組み込まれ方も一層強まった。

七月十七日佐賀市公会堂で約四〇〇人が出席し、佐賀市民大会が開かれ決議文が採択されたが、その決議文は、次のような内容であった。

東亜全局の平和を確信するは一に帝国の使命とする。茲に以て我は支那を導くに聯邦親睦、共同依存の途を以て接すと雖も、彼は伝統の以夷制夷遠友進攻の迷蒙未だ醒めず、只管毎日抗日を以て我に對す。今次北支事変の胚胎するところ亦実に茲に存す。此の故に真に東洋永遠の平和を確定せんとせば彼をして夷心反省自覚せしむるの一途あるのみ、吾人は現下の時局に直面して断平たる政府の措置と忠勇なる我軍の威力を信頼し挙国一致難関突破に邁進せん事を期す。

昭和十三年には、日中戦争は更に激化し、戦時体制は一層強化された。

佐賀県は、一月八日に佐賀県学務部長、警察部長名でもって佐賀市長、唐津市長、市内中学校長、青年学校長、各種学校長に防空思想の普及徹底上必要なる教育をなすことなど五項目にわたる通達を出し、積極的に防空教育を実施することを求めた。これなどは教育過程が一層軍事色の濃いものとなってきたことを示唆するものであった。

軍事体制の強化は小作争議にも影響し、一月十日付『佐賀新聞』には佐賀県下の近時の小作争議にふれ「さすがに挙国一致の時局柄減額要求も暗澹たる尖鋭的なところはなく、従って争議的な激しい対立色はあらはさず、意見をのべ、これを承諾するといった協調的色彩は和かな態度だ」と記している。小作争議の形態も変ってきた。



支那事変国庫債券(昭和16年)

産業組合の組織化が進められてきたが、この産業組合も戦時体制を支える有力な機関として活用されるようになった。佐賀県産業組合は、昭和十二年十月から十二月までに国民精神総動員運動の先駆として勤儉貯蓄奨励を行った。この結果、第一期目標の百万円を突破し、また事変国債三十万円の引受けをも行った。これは日中戦争長期化の見通しの下に、政府が国民精神総動員を提唱したことに対する取り組みであったが、産業組合が政府の打ち出す施策の有力な実行団体であることを示す動きであった。

一方、農業恐慌によって大きな打撃を受けた農家経済は軍需景気の割には余り良くなかった。

佐賀県下での負債農家は六万戸以上に達し、その負債額も六千万円を越えていた。負債額は負債整理組合の融資によって整理が進められていたが、手続きの複雑さと融資資金の不足から、整理効果はこれまであまりあがっていなかった。負債整理組合法が改正されて、手続きが簡略化し、融資枠が拡大したが、負債整理は予期したようには進まなかった。

戦時統制は各方面に実施されるようになったが、佐賀県商工課は佐賀木工組合の未設置地区である唐津、武雄、呼子などに同組合を設けて、軍需資源の開発や受注などの準備を促進するために、二月四日に産業会館に機械器具製造業者多数を招いた。

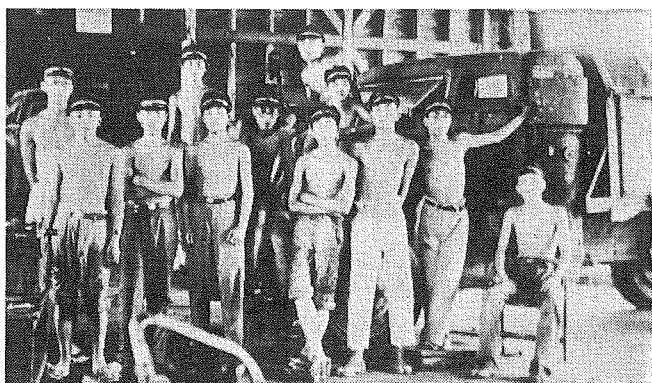
また佐賀市に結成されていた機械工業組合を拡大し、佐賀、神埼、三養基、小城、杵島、藤津の各郡区域を、一方唐津を中心とした呼子、佐志地方を含めた区域、伊万里、山代地方の区域の三区にそれぞれ機械工業組合を結成し、工作品及び軍需品をこれら工業組合に下請させ、軍需工業動員に役立たせ、もって工業統制の強化を行うという方針が打ち出された。

一方商業分野においても、商業組合設立の動きは強まり、佐賀市白山町商店街四七軒は商業組合を結成し、共同運搬と共同小売市場を設置していくことを申し合せた。

このように経済統制の体制が着々と強化されてきたが、軍事動員体制でも一層拍車がかけられた。戦時体制の進展は、一方では軍需景気を生みだしてきたが、三月十三日付『佐賀新聞』には「軍需インフレが教育界にも影響 物理化学教員大払底」との見出しで理科系教員が不足してきたことを記し、それが軍需工業に就職する教員が増えてきたものであることを報じていた。

国家総動員法、電力統制法など戦時体制強化をめざす法案が制定されてきたが、これら統制に対応して農業会も県内の組織を統一化することになり、四月十六日に佐賀県下八郡一二四か町村の農業会を統一した佐賀県聯合農道会の結成式が行われた。

結成式で採択された宣言には「今や帝国は暴支膺懲^{ようちやう}の軍を大陸の広野に進め、長期戦体制の整備正になら



木炭自動車整備中の佐高生

んとする時、茲に県下八郡一市百廿四ヶ町村農道会員六千名の大同団結を図り、祖国の急に蹶起せむとす。(中略) 農道会員は、愈々尊農愛國の精神を振作し、支会の団結統制を図り、農業生産力の竝に自給経済の拡充により、物価騰貴に備へ、銃後農村経済力の陣を布き、以て耐戦経済力を涵養し」とあり、戦時体制下を支える農業団体の具内組織とすることが目論まれた。

農業団体の統一によって農業統制が強化されたが、このような統制強化政策は労働力の分野でも施行されるにいたった。これは炭坑労働者を確保するための動きにもみられた。昭和十二年十月二十五日に佐賀県と炭坑経営者の間で軍需工業への流出が多い炭坑労働者問題につき協議がなされたが、この会議に基づき、佐賀県は労働者需給の円満調達をはかるためとして、労務者調整委員会を組織することにし、四月二十八日に産業会館で発会式を催した。これなどは軍需生産体制の進行により、労働力の産業部門間における需給状況

に変動が起っている様相を示すものであった。

軍需景気は就職分野にもみられ、佐賀工業学校では、新学期早々の四月段階で満州鉄道、東邦電力、満州化学、三菱重工業など多くの会社からの求人があり、卒業予定者のみでは、この求人に応じきれない状況に

ある旨を『佐賀新聞』四月二十四日付は報じており、軍需景気の昂揚振りを伝えていた。

2 統制の強化

ところで、戦時体制の強化によって諸方面における統制は一段と強化された。昭和十三年五月四日からはガソリン切符制度が実施されるようになった。このため佐賀県保安課では新規の自動車営業は認めず、木炭自動車の奨励を行うことにした。これに対応した動きとして、石油販売業者の商業組合創立総会が四月二十七日に佐賀市商品陳列所で催され、石油販売に関する統制組合が設立された。また統制組合としては鉄工業

分野でも設立があり、四月二十五日には鉄工材配給販売業者組合の創立総会が開催された。

こうして、物資統制体制は一段と強化されてきた。四月二十五日にはガソリン配給切符制度が佐賀県下に施行され、五月一日からガソリン配給量が二〇パーセント削減されるようになった。しかし、この措置はガソリンや重油使用者に大きな影響を与え、名護屋、呼子、伊万里などの漁業組合からは、この措置によって徹底的な打撃を被っている旨の陳情が出され、また五月四日には唐津、佐志などの漁業者からも同じような



満蒙開拓団佐賀村開拓団長の古川松三前列右とその家族



本庄町末次の農村託児所（昭和13年）

陳情が佐賀県水産課に出された。

一方青少年の動員体制もつよまり、それを象徴する動きとして満蒙開拓青少年義勇軍第一次隊二〇〇名の出発式が五月六日佐賀市公会堂で行われた。国策に報いるという名目で多数の青少年が中国東北地域に送られることになったが、それは青少年が戦争に駆り立てられていく一階梯であった。

日中戦争は、日本の戦争拡大政策により一層激化していった。『佐賀新聞』は「徐州大攻撃戦展開 我が南北両軍 徐州城へ猛砲撃 砲声殷々山河を揺がす」（五月十九日付）「徐州陥落・大殲滅戦へ 戦局の中心は今や江蘇、安徽、河南三省に、蟻の這ひ出る隙もなし 我が軍鉄壁の包囲陣」（五月二十一日付）と報じ、徐州戦から更に戦域が拡大してゆく様相を伝えていた。

中国への進出体制の強化は、さまざまな影響を庶民に与えた。軍隊の増強により家計を支えていた人々が徴兵され、多くの家庭で生計や仕事に支障をきたすようになった。「銃後労力不足で農村托児所が殖る」と『佐賀新聞』五月十四日付は報じ、昭和十二年には田植に際して二一七か町村五一六か所あった農村臨時託児所が更に五五〇以上は必要になっている旨を告げている

が、応召家庭や遺家族では特に労働力問題が深刻であった。

このため労働力不足を補うとして、学徒の勤労奉仕活動が奨励されるようになった。五月二十五日に佐賀県学務部長は、各学校長に対して日中事変勃発以後の勤労奉仕状況の報告を求め、学徒の勤労奉仕を強化する方針を伝達した。

学徒の勤労奉仕体制は強化され、各市町村の青年学校では応召家族の労力不足を補うため、田植期に一切に作業に取り組む体制を進めた。また各小中学校でも学徒動員体制の取組みが行われ、これは六月三日に具体化した。「佐賀市の学生も麦刈りの奉仕 二日間で全部完了見込み 描き出す非常時風景」、「小学生も銃後奉仕 農繁休暇ぞくぞく申請し来る 一時間繰上げて手伝ひ」（『佐賀新聞』六月四日付）とあるように、学徒が応召家族や戦没家族の農作業手伝いに出た。

労働力調達が学徒まで及ぶようになり、総動員体制が一段と強まった。こうして戦時体制下の労働力調達が新たな段階に入った。これはまた物資面においては、物品に標準価格を設定するというものになって現われた。

商工省は五月二十三日に木材、繊維、食糧、皮革類の標準価格を全国に指示し、設定された価格以上での前記諸物品の販売を禁じる措置をとった。佐賀県では、五月二十七日に佐賀地方物価委員会が開かれ、県内の標準物価最高価格を決定した。軍事体制によって、物資の流通が次第に円滑を欠き、物不足のため物価が騰貴してきたが、これに対して政府は価格統制で対応しようとしたのであった。

物価統制が進められたが、これに合せて、物資の配給統制体制も次第に強化された。これは既存の流通組

織に大きな影響を与えた。

商工省は綿製品の配給制をとり、この配給については農村には産業組合を、工場労働者へは産業団体または消費組合を通じて行う方針を定めた。これに対して佐賀市内の呉服、雑貨、ミシン裁縫の三組合は綿製品の配給が産業組合や消費組合によってのみ行われれば、農村都市である佐賀市の商業者は閉店に追いやられるとして、七月二十六日の会合で政策の緩和を商工大臣に陳情することを決定した。

一方政府は暴利取締令を制定し、また標準価格を設定して物資統制を強化し、物資動員計画の遂行をはかったが、佐賀県では物資統制趣旨の徹底をはかるため八月二日から八日までを「経済戦強調週間」に設定し、経済部長などの講演を各地で行った。

八月二十八日には県会議事堂で佐賀県物価委員会が開かれ、繊維製品、化学工業製品、食糧品、紙など約四百品目について最高小売価格が決定された。価格算定に当っては、佐賀市と唐津市及び郡部の三地域に分け、それぞれ現行価格より一〇〜一五パーセント引下げたものを最高小売価格とした。また十月一日から石炭を配給制にした。

諸物資の統制が進んできたことから、その影響を被って、従来の職業を続けることが困難な者が出てきた。このため佐賀県は十一月十八日に商工奨励館で各種産業組合の幹部を集め、軍需品や輸出品製作にこれら業者を転業させ、そのため、転業資金の融資を行うことにした。こうして産業再編と一層の軍需生産振興がこのような形態でも推進された。

ところで、産業再編、物資統制が強まったが、物資統制策による物品の配給は、どの組織が扱うかという

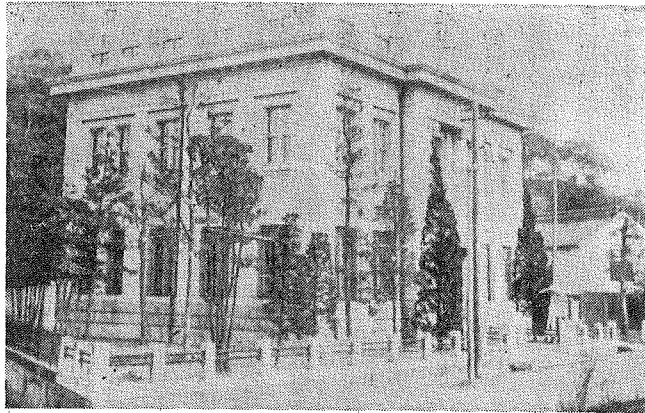
問題があった。

例えば綿製品において、佐賀県への配給割当は、五万三〇七六ヤードとすでに定まっていたが、これを工場、鉾山、農山漁村に、どの組織を通じて配布するかが未決定であった。産業組合、商業組合は、このため県に色々働きかけたが、十一月十九日に工場・鉾山用は小売業者の組織である商業組合に、農山漁村には、半分が産業組合に、残り半分を商業組合九、産業組合一の割合で取り扱うことが決定された。

物資統制が産業組合や商業組合などを通じて一段と強化され、このため物不足の状態になり、日常生活が非常に支障をきたすようになった。これは戦時体制下では必然的に発生する事態であったが、戦争が長期化するにつれて一層深刻になった。

昭和十四年三月六日、佐賀市商工会議所で佐賀県下の米穀商組合役員約一五〇人が参加した臨時大会が開かれ、政府が計画している日本米穀株式会社設立法案反対を決議した。これは政府が米穀統制を強化する手段として、産業組合を米穀市場の市場員とし、産業組合を通じて米穀販売の統制を強化しようとすることに對する米穀商の意向を反映したものであった。米穀統制は米穀商に重大な影響を与えるだけに、多くの問題をはらんでいた。これは同法案に反対する米穀商の運動強化にもみられた。佐賀市郡米穀商は、団結をつよめ同業者の発達をはかるためとして佐賀市郡米穀商同業組合の設立を急ぎ、三月二十六日には商工会議所で創立総会を開いた。

物資統制による諸物品の調達は、軍需生産中心の生産体制構築を求めるものであったが、これは遂に「資源擁護と代用品工業奨励」という名目で民間からの物資調達にまでなってきた。「鉄鋼に動員令 電柱・



佐賀興業銀行(旧武雄銀行本店)

は五月一日、商工、農林両省あてに陳情書を提出した。
政府は米穀確保のため取引機構を改革し、米穀の投機的取引を廃して、以後は正米取引を原則とし、大阪、東京など五か所を大集散市場に設定して、それ以外は単なる小市場とすることにした。このため九月末

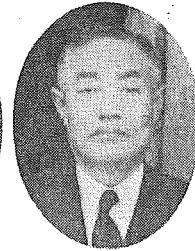
には、佐賀米穀取引所も解散され、単に米穀取引株式会社佐賀米穀市場となることが予定されていた。そこで、商工会議所は、佐賀県が長崎、佐世保及び北九州工業地帯への米穀供給地であり、その出荷米量も六〇万石に達し、米穀取引においても大集散地であるゆえ、延取引の必要と大市場としての指定を望むという陳情書を提出した。

3 昭和十四、十五年の状況

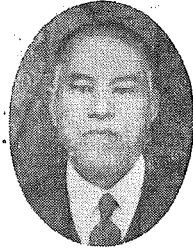
昭和十四年(一九三九)九月一日、ドイツ軍がポーランドに侵入し、三日にはイギリス、フランスがドイツに対して宣戦布告した。ここに第二次世界大戦が勃発した。ファシズム体制下のドイツは軍備を増強してきたが、ポーランド侵入は、世界再分割を目指すドイツファシズムが、その野望実現のため行動を開始したことを示すものであった。こうして、世界はファシズム



有田銀行頭取
手塚嘉十



伊万里銀行頭取
池永栄助



武雄銀行頭取
松尾将一



洪益銀行頭取
蒲地正

ベンチ等の鉄鋼製品 愈街頭から姿を消す 市で一斉に調査開始」(『佐賀新聞』昭和十四年三月十四日付)と報じ、政府の国家資源第一次特別回収政策に基づき、佐賀市でもベンチ、火鉢、鉄製看板など回収可能な鉄鋼類の所在調査を行い、鉄鋼品接収の準備が行われた。
各方面に統制が及んできたが、金融部門においても、その影響として銀行合同が促進された。
金融恐慌以来、政府は一県一行主義の方針の下に銀行合同を進めてきた。しかし佐賀県内の銀行業者の間では合同の気運は金融恐慌後は余り出ていなかった。しかし戦時体制の展開によって金融機構の再編が急務となったことから、大蔵省は強力に銀行合同を促進した。
この合同政策によって実現したのが伊万里銀行、武雄銀行、洪益銀行、有田銀行の合同による佐賀興業銀行である。四銀行の合同による新銀行の設立は調印式は八月六日に行われたが、この銀行合同は地方金融の円滑化、国債消化、生産拡充のための資金供給、国民貯蓄の奨励などに資することを目的としてなされたものであった。
金融機関に対する統制が進行してきたが、一方米穀統制においては、先述のように各団体の反対運動が強まっていた。この中であって佐賀商工会議所

とそれに反対する民主勢力の対決ということになり、熾烈な戦いが開始された。

「愈よ第二次欧州大戦 英仏対独宣戦を布告」(『佐賀新聞』昭和十四年九月五日付)と報じられ、ヨーロッパにおける戦争状態が連日報道された。

国内においては、昭和十四年十月十八日には価格統制令、賃金臨時措置令、地代家賃統制令が公布され、統制がより一層強化され、戦時体制は一段とつよまった。このため、商店街は大きな打撃を受け「小売商人よ何処へ 統制の描く様相 六割は売上減の悲鳴」(『佐賀新聞』昭和十四年十月二十三日付)と佐賀市の小売商の状況を伝え、仕入量の減少が売上げに大きく影響し、小売商の経営が悪化していることが伝えられた。

統制体制は既存の諸営業者に重大な影響を与えたが、政府は、これにもかかわらず更に統制範囲を広め、十一月六日には米穀強制買入省令を公布して米穀統制を強め、更に十二月六日には小作料統制令を公布し、地主小作関係に一定の枠を加えた。

物資物価の統制強化は、戦時体制の基本政策として遂行されたが、それはかえって物不足を生みだし、物価騰貴の原因になった。このため政府は「暴行行為等取締規則」を公布し、十二月二十六日からは全販売物品に対して、物品の売り惜みと買い占めを防ぐとした。しかし、これは物品の流通を円滑化することにならず、逆に市場から諸物品が姿を消すという結果になった。

昭和十五年一月十一日付の『佐賀新聞』には「配給網の統制に悩む卸商と中間商人」の見出しで商業者の苦悩を報じ、卸売商、問屋、小売商一様に物不足で経営が困難になっていることを伝えていた。

一方中小工業においても、非軍需製造業は原料の調達が思うにまかせず、これまた経営難の業者が多く出

てきた。

佐賀県では、このため中央商工相談所を商工奨励館内に設け、中小商工業者の経営改善、金銭斡旋などの指導斡旋を行うことにし一月二十二日に開所した。中小商工業者の休業と失業者がふえていた折から商工相談所には相談に来る者が多く、開所後十日間にそれは四三件に達し、職業、受注斡旋、配給統制に関する事項が相談された。

佐賀米穀取引所も先述のように昭和十四年九月末日に閉鎖され、その代りに日本米穀会社佐賀支所が開設された。

物資統制によって諸物品の流通が滞り、また民需生産が押えられて軍需生産が中心になったため、日常生活物資は次第に欠乏してきた。四月一日の児童入学式を間近に控え、『佐賀新聞』は入学児童の学用品調達について「何もかも代用品時代 ズック靴大拵底」(三月二十日付)と伝え、ランドセルは革製品がほとんどなく、それに代って布製レザーが主になり、鉛筆、消ゴムは品不足で、豆粕などで作った消ゴムが登場し、ズック靴は品不足のため、公定価格の三倍出しても手に入らない状況にあることを告げていた。

一方労働力を軍需工場中心に配置するために、昭和十四年七月八日に「国民徴用令」が公布され、昭和十五年三月一日からは青少年雇入制限令が施行された。また労働力調達を国家的規模で行う観点から職業紹介所も国の所轄になった。このため、民間諸経営では労働力の確保がよりむずかしくなった。「重工業に取られて平和産業は吐息 農山漁村の出稼もなし」(『佐賀新聞』昭和十五年四月十日付)と民間産業では労働力確保が困難になっていることを伝えていた。こうして、民間産業においては軍需生産に迫られて経営が悪化

し、休業や転廃業せざるをえない状態になる業者が多数出てきた。これに拍車をかけるように商業部門では組織の統一化が一段と進められ、同業者組織から町村単位のものへと切り換えられていった。佐賀県は佐賀県は物資配給に万全を期すためとして業種別に組織されていた各種商業組合を整理し、町村単位に統一した総合的商業組合を設立することにした。このためにまず商業組合佐賀県聯合会を設立することにして四月二十七日に創立委員会を開催した。この町村単位の統一的商業組合は、すでに神埼町や三養基郡基山町など十か町村に結成されていたが、それを全県下的に実施することになった。

物資統制によって物品供給が滞り、物不足が深刻になってきた。米穀供給においても、この状況がみられるようになった。このため、政府は昭和十四年十一月六日に「米穀強制買入省令」を公布し、昭和十五年四月十日には米穀強制出荷命令を発動して、米穀調達に強制力を使うようになった。

昭和十四年度産米に対して、政府は各府県に政府買上米数量割当てを行い、米穀確保の政策をとったが、佐賀県への割当て数量は三〇万俵であった。しかし、供出は遅々として進まず、県当局者の東奔西走の督促にもかかわらず集荷少なく、五月中旬において漸く一五万俵ほど確保されただけであった。供米制度への一階梯としての米穀府県調達割当ては、こうして、当初から種々の問題が含まれていた。

地主からの強制割当てが次第にふえ、上命下達の体制が強まったが、これは貯蓄割当てにおいてもみられた。

政府は国債消化と生産力拡充資金の確保及び戦時経済の円滑な運行のためとして国民貯蓄運動を展開し、佐賀県に対して昭和十四年度に五千万円の貯蓄割当てを行ったが、昭和十五年度には更に七千万円を割当て

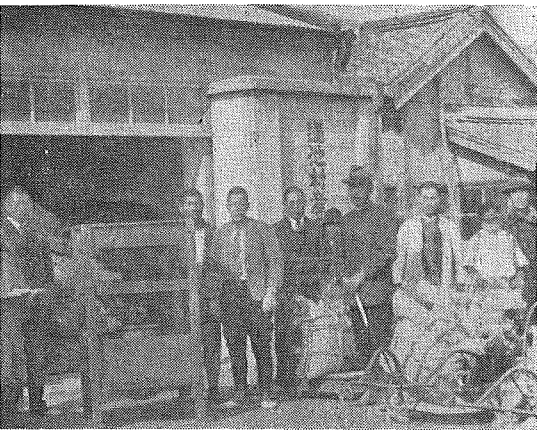
た。佐賀県当局は、これを各市郡に割当て、佐賀市には七百五十六万一千円を割付けた。この貯蓄目標を達成するためとして、佐賀県当局は天引貯蓄の強行、記念貯蓄の実行、貯蓄組合結成促進及び戦時意識の徹底を図っていくとの方針を打ち出した。

天引貯蓄の強行などは、庶民の生計を一層逼迫化させるものであったが、一方物資供給においても品不足が目立つようになった。例えば、石油については、昭和十五年五月分農村用石油の佐賀県割当ては七

八八〇缶であったが、それが五月中旬までに入荷したのはわずか三四〇缶に過ぎなかった。この現状では糶摺用石油が品切れとして、政府米供出に支障をきたし、麦脱穀にも大きな影響が出るとし、農民は県庁に石油配給を陳情し、県当局もまた商工省燃料局長、米穀局長、農林次官、農務局長、内務次官に割当て数量の至急出荷及び所要量一万缶の増配を要望した。

戦争はヨーロッパでは戦線拡大し、五月十四日にはドイツ軍はベルギー・オランダ・ルクセンブルグに侵入して一層激烈な様相を呈してきた。一方、極東においては、日本は北京、南京などの主要都市を侵奪したが、その守備に追れ一〇〇万以上の軍隊を中国大陸に派遣し、戦局も長期化してきた。

戦争の長期化は国民生活に一層の犠牲を強いることになっ



蓮池村産業組合供出光景

た。
 不足する物資の供給を円滑化するためとして物資配給制度が実施され、砂糖、マッチまでにそれが適用されるようになった。また戦時節米報国運動が行われ、麦の混食などによって米二割節減が推奨され、六月四日の県公報でそれが告示された。麦の配給を円滑にするためとして、麦自由販売を禁止する販売取締規則が制定された。また農林省は六月十五日に麦の配給統制令を公布し、麦の個人販売、米穀商の個人取引を禁止、一切を農業会、産業組合扱いとした。また六月二十日から米穀取引を産業組合に一元化することが決定された。これは米穀商に大きな影響を与える措置であったので、六月十二日に佐賀県米穀商業組合聯合会役員会が佐賀商工会議所で開かれた。その結果、全国の米穀商業聯合会や製粉会社及び原料売込特約店などと協力して米麦取扱いの産業組合一元反対運動を起し、産業組合と米穀商組合との二元的取扱いにすることを当局に要望することになった。

米穀販売に関しては、農業会、産業組合、米穀商三者の利害がからみ複雑であったが、米穀統制の強化により、その販売組織についても統一的な機構の樹立が行われた。米穀配給統制組合の設立がそれである。七月五日に商工会議所で佐賀市米穀配給統制組合の設立が米穀商の参加の下に行われた。これは市内九か所に配給所を設け、一斗以上の注文に対しては最寄りの配給所から配達するという仕組みであった。

一方、石油についても石油販売会社から小売商を経て需要者へ配給するという従来の石油配給機構を改正し、新たに石油配給所を設け、そこが石油の配給を担当することになった。佐賀県内では鳥栖、佐賀、唐津、伊万里の五か所に設けられた。また八月一日からは一般用の燈油と軽油も切符配給制になった。

このように物資統制の強化は配給制度の施行となり、それが各分野に及んだ。建築用資材についても、市内では三〇坪、農村部で四八坪の家屋新築を禁止、またセメント、木材、釘等の供給を図るためとして建築用資材配給協議会が知事を会長として設立された。

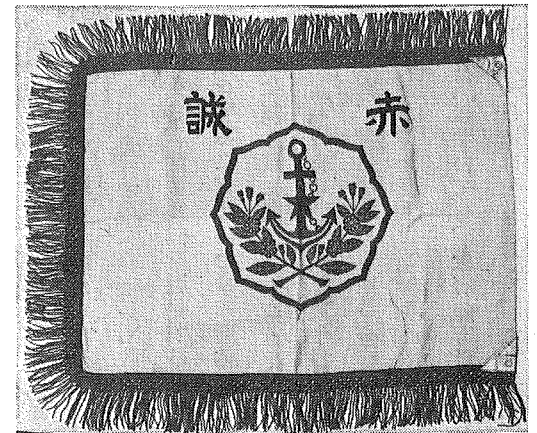
このような中で、戦時体制強化のための新たな措置がとられた。

昭和十五年（一九四〇）七月二十六日の閣議で基本国策要項が決定され、大東亜新秩序、国防国家の建設方針が打ち出された。いわゆる新体制政策の設定であった。これは既存の体制を整備して、挙国一致体制をつくり、これを基にして中国やイギリス、アメリカに対抗しようとするものであった。このため、各方面にわたって一段と統制が加えられた。

議会も国論統一のためとして政党を解散して翼賛機関化し、地主組合・小作人組合を解消して農業報国会に一元化し、情報宣伝を強化するために内閣情報部の機構と権限を強め、また生鮮食料品など物資統制を一段と強化するなどのいわゆる新体制政策は軍事戦略体制が新たな段階に入ったことのあらわれであったが、この新体制政策に関する近衛首相の声明は八月二十八日に行われた。「一億同胞を一体に 大政翼賛の臣道確立」（『佐賀新聞』八月三十日付）と新体制声明が報じられているように、高度国防発揮のため政治、経済、教育、文化などあらゆる分野にわたって新体制樹立が要請された。こうして、より戦時体制がよまざり、国民は戦争遂行のために一層駆り立てられるようになった。

佐賀県においても、政府の方針をより具体化するための動きが色々みられた。

九月一日には佐賀中学校講堂で佐賀県下各学校長会議が開かれ、「率先垂範新体制に即応し、必勝の信念



蓮池村が掲げた盡忠報国「赤誠」の旗

と滅私奉公の決意を固め挙げて刻下焦眉の問題たる戦時食糧対策の完遂に協力し、(中略) 盡忠報国の赤誠を竭(つ)さんことを期す」との決議を採択し、生活刷新運動に全面的に協力することを決めた。

また佐賀県当局は、戦時生活の強化を図り、生活新体制を確立するための県民生活刷新要綱を九月一日に決定した。一方、佐賀市においては、挙市一致の新体制づくりとして、家庭、組(職場)、町内、学校、市の五段階に常会をつくることにし、協議会を勧奨小学校で開いた。農業会においては、農村新体制づくりとして、養豚組合、柑橘組合など各種の生産団体をすべて実行組合に統合することを九月十三日の会合で

定めた。

このように、新体制づくりが行われ、佐賀県内でも一段と戦時動員体制が強化され、教育、文化、経済などあらゆる分野にわたって戦争遂行体制の構築が目指された。最早この体制化では国民の思想・信条の自由などは存在せず、ただひたすら滅私奉公、盡忠報国のための献身が要求された。

日本資本主義の体制的矛盾の所産としての海外進出政策は、こうして国民の自由を奪い、生活を窮乏化させ、肉親が戦争で奪われるという悲惨な状況をもたらした。これは日本政府が戦争政策をより強化したこと

によって更に強まった。

昭和十五年九月二十八日に「大東亜共栄圏の確立 延いては世界新秩序建設の国是遂行」(『佐賀新聞』九月二十九日付)のためとして日本、ドイツ、イタリア三国の間に同盟が締結された。人権を徹底的に抑圧し、侵略と戦争政策を基調とするファシズム体制下にある三国が同盟を締結したことにより、世界はファシズムと反ファシズム両勢力の対決という事態が必然化されてきた。

大政翼賛運動推進三国同盟成立県民大会が九月十三日に佐賀中学校校庭で開かれた。この大会では「大東亜新秩序の国是貫徹のため益々国体觀念を明愷にし挺身輔翼の誠を効し、以て聖旨に副ひ奉る」ことを誓う旨の宣言がなされた。思想的、行動的に大きな動員がなされた。大政翼賛会の組織づくりも進行し、十一月二十日には県支部常務委員が正式に任命され、佐賀県内においても強力な支部づくりが行われるようになった。

米穀統制も一段と強化された。

昭和十五年十一月一日に米穀管理規則が施行されたことから、町村別に供出量が割当てられるようになった。これまでが県単位であったことからすると一段と米穀統制が強化されたが、佐賀県では町村別供出割当体制推進のためとして、市町村農会別に米穀管理員を設置することにした。その人員一千名が予定されたが、米穀管理員が担当地区内の米穀需給調整、配給の円滑化と闇取引の防止に努める任務も帯びたことから、町村段階での米穀統制が細かくなり、農民はより直接的に統制をうけるようになった。

統制経済の進行は金融機関に及び、さきに有田、武雄、伊万里、洪益の四銀行が合同して佐賀興業銀行が



国民貯蓄推進の新聞広告

できたが、その後昭和十五年三月一日に嬉野、塩田両銀行が佐賀興業銀行に合併され、佐賀県下の銀行合同は戦時体制に入ってから急速に行われた。

新体制政策が施行されるに至ったことから銀行合同は更に進められ、昭和十六年三月一日に浜、小城、多久、伊万里実業の各銀行が、また四月十四日には鹿島銀行が佐賀興業銀行に合併された。金融機関の合同によって、国債消化や資金調達なども新しい段階を画するようになった。こうして、地域依存型から国策遂行の機関へと金融機構が整備された。

このことは、産業組合の組織を一町村一組合とし、既存の産業組合を統合する政策とも対応していた。一町村一組合化は昭和十六年において強力に推進され、西松浦郡山代町や小城郡小城町では四月に一組合化が実現した。

産業統制の進行によって生活が困難になったのが中小商工業者であった。休業に追いやられる者が続出してきた。このため、商工省は商工奉仕委員を設けることにしたが、佐賀県でもこれをうけて三五〇名の委員を任命することになった。

経済統制の強化は、それに対してさまざまな不満を生み、またしばしば統制に反する商取引が行われた。これに対する監視機構として、さきに産業報国会を設置したが、これは自主的組織であり、統制に余り有効でないとして、新たに経済統制審査委員会を知事を会長にして設置することになった。

経済統制の強化は、それに対してさまざまな不満を生み、またしばしば統制に反する商取引が行われた。これに対する監視機構として、さきに産業報国会を設置したが、これは自主的組織であり、統制に余り有効でないとして、新たに経済統制審査委員会を知事を会長にして設置することになった。

八月一日から「商道に映せ日本の美しさ」のスローガンの下に全国一斉に闇防止強調週間が設けられた。これは統制に反した組合または個人に対しては物資配給の停止及び組合の解散、役員解職を行いうる機関であった。こうして、物資統制で新たな措置がとられた。

八月一日から「商道に映せ日本の美しさ」のスローガンの下に全国一斉に闇防止強調週間が設けられた。この運動が必要になった要因は、物資が不足し、市場に物品が流通しなくなったためであった。経済統制委員会の設置や闇防止週間運動などは、まさしく戦時経済下での物不足の深刻化を左証するものであった。

しかし、生産と流通統制は更に強化され、七月三十日の国家総動員審議会第十六回総会においては金属回収令、重要産業団体令の審議が行われ、満場一致でそれが承認された。こうして鉄、銅などが回収され、基幹産業における経済団体も国家目的を第一主義とした産業経済団体に組織化されることになった。これらは八月三十日に勅令として株式価格統制令、配電統制令と共に公布された。金属回収令によって工場、事業場、倉庫、店舗、公園、家庭から鉄、銅が回収され、銅像、梵鐘などが姿を消していった。

また、八月八日には、国家総動員法に基づいて青果物配給統制規則が公布され、綜合切符制のもとに食料品の配給制がとられるようになり、生活が一段と困難になった。

配給制度の強化は、物資が一層不足してきたことの反映であり、価格統制によって物資は正常なルートによって容易に入手できなくなった。闇市場の存在がここにあった。この闇市場を排除し、政府の配給統制に貢献すべき組織として設立が急がれたのが商業報国会であった。

八月八日に佐賀市商業報国会推進隊の結成式が行われたが、これは春に結成されていた佐賀市商業報国会

の活動部隊として組織されたもので、闇取引絶滅、新商道確立をスローガンに商取引分野において積極的に政府の方針を実行する役割を帯びていた。大政翼賛運動の推進体として、すでに五月十一日に佐賀市翼賛青年隊が結成されていたが、商業報国会推進隊は、商業部門での実践隊であった。こうして商業部門でも軍国体制が更に強化された。

佐賀県翼賛青年団第一回大会が十月二十七日に佐賀市で開かれたが、その様相は軍事体制に包み込まれた佐賀県の実態を如実に示すものであった。

昭和十六年十月十六日に第三次近衛内閣が総辞職し、同月十八日に東条内閣が成立した。

4 昭和十六年から十八年の状況

昭和十六年（一九四一）十二月八日「帝国陸海軍は本八日未明西太平洋において英米軍と戦争状態に入れり」と発表され、日本帝国主義は太平洋戦争を引きおこした。

中国大陸への進出から更に東南アジアに向けて日本帝国主義は、その進出の鋒先を拡大していったが、これは国民に多大の苦難と被害を人的及び物的にもたらす以外の何物でもなかった。国民は一切の批判は許されず、ただひたすら戦争遂行へ駆りたてられていた。

十二月十二日には佐賀市公会堂で「英米殲滅必勝県民大会」が開催され、「挙県一致体制整備を強化し、益々鉄石の団結を固め、各々職域を通じて忠誠奉公聖戦目的の貫徹に邁進し」との決議文が採択され、市内行進が行われた。

挙国一致体制づくりは十二月十五日の米穀配給業者をまとめた佐賀県食糧国防団の結成へと具体化されていった。同日佐賀市公会堂で開かれた結成式には多数の米穀配給業者が集まり「聖糧配給戦士として水下弾雨の下敢闘克く其の本然の使命を貫徹し、身を以て国土防衛の重責を全ふせんことを誓ふ」との宣誓を行い市内行進をした。

また繊維関係については、佐賀県繊維製品配給統制株式会社の設立によって一元化が進められた。十二月二十四日に佐賀商工会議所で発起人会が開かれた。会議では県下の各業種別の卸商、小売商の出資割合が協議され、資本金百五十万円のうち、五〇パーセントを卸商、四〇パーセントを小売商、一〇パーセントを中央統制会社負担ということを決めた。二月一日には創立総会が開かれ国策会社として発足した。こうして繊維部門でも一元化が進められた。

昭和十七年一月十九日に佐賀市聯合婦人会代議員会が開かれ、各種婦人会を解消して大日本婦人会佐賀支部を結成する件が話し合われたが、これなども婦人組織の一体化が進行してきたことの現われであった。

物資面においても、統制が一段と強化され、一月二十日には繊維製品配給消費統制規則が施行され、衣料品が総合切符制になった。これは一人当りの一か年の衣料品消費点数を定め、その点数内のみ購入を許可するといふもので、都市部一〇〇点、郡部八〇点とし、また衣料品の品目別点数が発表された。この切符制による衣料品調達組織として設立されたのが先述の佐賀県繊維製品統制株式会社であり、この組織を通じて衣料品の配給が行われるようになった。

衣料品総合切符制実施に当って、「第一線将兵の勞苦を偲しのび 不自由も耐へ忍べ」と、「佐賀新聞」は昭

和十七年一月二十一日付で佐賀県経済部長談の記事を載せているが、衣料品購入が大きく制限されるようになった。

衣料配給制のため一月二十日から三十一日までを在庫品整理とし、商人は在庫品数を申告しなければならなくなり、この期間は休業した。「店頭には新たに点数表示 顧客も意外に冷静」（『佐賀新聞』二月三日付）と衣料切符制下の佐賀市街の動きを報じている。

戦時経済の進行によって中小商工業の再編も進められた。昭和十七年五月七日に佐賀県中小商工業再編協議会が設置され、従来あった佐賀県職業転換協議会は解散した。これは企業体制の整備、統合、転廃業者の共助、職業転換の指導と斡旋を行う機関であった。企業整備を促進させるために政府は「企業整備令」を五月十三日に公布し、六月十五日から施行したが、佐賀県中小商工業再編協議会は、その実行母体となった。

産業体制の整備が行われてきたが、政府は重要産業指定規則を改正し、第二次重要産業の指定を行った。これまでは鉄鋼、石炭、鉾山、金属工業など十二部門が重要産業として指定されていたが、新たに軽金属、化学工業、ゴムなど六部門九業種が指定された。指定産業にはそれぞれ統制会が置かれ、産業界での戦時体制強化が目指された。第二次指定によって統制会は地方鉄道軌道統制会と合わせここに統制は一段とつよまった。

佐賀県中小商工業再編成協議会は、中小商工業の整備に関する方針の検討を進めた。従来協議会傘下の各組合で企業整備委員会を設けて転廃業を審議していた。このうち商業組合中央会佐賀県支部と商業報国会佐賀県本部は商工業の整備統合と職業転換に関する案を答申した。八月十五日に県はそれを認可したが、同案

においては、小売店舗の整理と転業者選定方法が示されていた。

食糧の管理統制を一層強化するために日本米穀株式会社など五団体を統合した中央食糧営団が九月一日に設立された。これは資本金一億円で、このうち五千万円は政府が出資し、残りは従来業者などが出し、更に各県においても食糧営団を設置して食糧配給の体制を整備するというものであった。その方法としては、米は政府が各地方の食糧営団に売り、そこで精米して消費者に配給し、麦は中央食糧営団が政府から買受け、製造加工業者に委託または原料品を売って製品化し、それを食糧営団に収納し、次いでそれを各県の食糧営団に売るという方式であった。

佐賀県における食糧営団設立は九月下旬から準備された。九月二十九日には設立委員二四人、食糧配給事業評価委員一五人の任命がなされ、三十日に第一回設立委員会が開かれた。

佐賀県食糧営団は、食糧配給計画に基づいて食糧を配給するための事業を行う組織で、事務所を佐賀市に置き、郡市区域八か所に支部を設け、食糧の買入れと売渡しなどを業務とするものであった。この食糧営団の設置によって佐賀県米穀商業組合聯合会、佐賀市米穀商業組合など県下十一の米穀商業組合は統合された。

佐賀県食糧営団の設立に当って出資者が募集されたが、応募者は米穀商一一〇〇余人、小麦粉業者二〇余人、乾麺業者二〇余人であった。営団の資本金百万円のうち半額を営団が、残りを出資者に割り振りすることになった。九月二十日、佐賀市公会堂で佐賀県食糧営団の発会式が開かれ、二十五日から事業を開始した。ところで、軍需生産の推進によって、中小商工業者の転廃業問題が課題になってきたが、佐賀市において

は、第一次中小商工業再編成佐賀市地方協議会が組織され、その第一回会議が九月十五日に開かれ、中小商工業の整備問題が審議された。

更に同協議会は十二月二十二日にも会議を持ち、十二月中に整理を要するとされている業種の整理統合について審議した。呉服、洋品雑貨、洋服、陶磁器、金物、貴金属時計、酒類販売、農機具、硝子などが対象になり、これら業者のうち一〇〜二〇パーセントが整理されることになった。

一方、銀行合同の一端として無盡会社の合併が進められた。昭和十八年二月二十七日に産業無盡、佐賀無盡、信用無盡、無盡公益、顧徳無盡の五社が合併し、肥前無盡の社名で二月二十九日から業務を開始した。また佐賀中央銀行と呼子銀行の合同が昭和十八年四月十日にそれぞれの臨時株主総会で決められた。

昭和十八年（一九四三）二月一日、日本軍はガダルカナル島から撤退を開始した。これまで緒戦の勝利に勢いづいた日本軍はインドシナ半島、フィリピン、ジャワなど各地に戦線を繰り広げ、戦域を拡大していたが、物資補給などで、かえってそれが隘路になっていた。日本軍の攻勢から守勢へと戦局の大きな転換となったのがガダルカナル戦の敗北であった。以後日本軍は大本営発表の戦勝ニュースとは逆に敗退の過程をたどることになった。日本軍敗退の中で、戦時動員体制が一段と強化された。

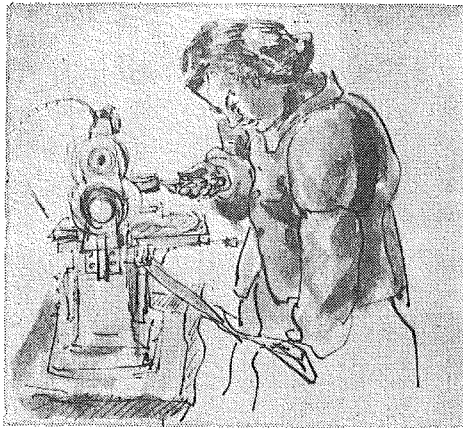
産業組合は、農村での物資統制に大きな役割を持たされていたが、これが更に戦争体制の推進団体として一層活用されるようになった。産業組合佐賀県支会と佐賀県産業組合聯合会は「農村決戦態勢確立運動」を昭和十八年度産業組合事業の第一目標とし、その遂行のために昭和十八年三月二十七日に産業組合戦時活動佐賀県推進委員会を設けた。

食糧の配給体制強化のため食糧営団が設立されたが、魚類分野においても統合化の動きが出て、昭和十八年四月五日に佐賀県魚類配給株式会社が設立された。これは資本金六十万円、魚市場関係者、小売業者など三〇〇人ほどが参加した。従来の佐賀、唐津、伊万里にあった魚市場は解散した。横流しや闇を一掃して魚類の円滑な流通を目指すとして設立されたが、その運営は漁業者から集荷した魚類を佐賀県下約三〇か所の小売商業組合共同荷受け場に運び、ここで小売業者の配給責任区域ごとに配分するというものであった。

昭和十八年五月十二日、アメリカ軍はアッツ島に上陸し、また昭和十八年十一月一日にはソロモン群島北部のブーゲンビル島に上陸を開始し、本格的な反撃を展開した。日本軍は各所で敗退していった。

戦局は明らかに日本軍に不利な状況になったが、このため、政府は体制立直し策を講じ、一層戦争動員を強化した。「（さつそう）颯爽 女子挺身隊 佐賀を皮切に愈々編成」(『佐賀新聞』昭和十九年一月九日付)と女子勤労挺身隊が結成され、佐賀市内の軍需工業に出動する体制がとられ、また佐賀機械工補導所女子部が設けられ、女子の機械旋盤工への活用が始まった。

この状況の中で、佐賀県下の貨物自動車会社の統合が行われた。これは佐賀貨物自動車有限会社、山三貨物自動車部、牛津貨物有限会社など一八社が統合したもので、佐賀貨物自



軍需工場における女子勤労挺身隊の機械旋盤工のスケッチ (石本秀雄画)

自動車株式会社として発足した。これによって貨物自動車株式会社の一元化がなされ、運輸部門でも戦時体制が一段とつよめられた。

5 昭和十九、二十年の状況

昭和十九年一月十六日には、軍需生産体制の整備が行われ、陸軍航空工業会と海軍航空関係工業会とに分かれていた航空機生産体制を一元化するため、軍需省管轄下に新たに航空工業会が設けられた。また一月十五日からは厚生省告示で示された男子就業禁止職種の転職が強化され、給仕、商店員、料理人などの人々の軍需生産部門への就業が促進された。

「敵機四百余来襲ラバウル」（『佐賀新聞』昭和十九年一月二十九日付）とアメリカ軍の攻撃は一段と強まり、日本軍の敗退が続いたが、しかし、国内においては戦時体制が一段と強化された。

県内の労働力配分を軍需工場中心に行うべく昭和十九年三月一日から佐賀国民勤労動員署が発足した。これは市町村経営であった職業紹介所を昭和十三年七月に国営に移管し、昭和十六年二月に国民職業指導所と改めたものを、勤労動員の強化遂行のため国民勤労動員署としたものである。

政府は軍需生産強化のため非生産部門への就業を禁止、軍需工場への転職を進めてきたが、三月十八日の閣議で勤労昂揚方策要綱を決定し、工場内において職階制を確立し、かつその組織も軍隊方式をとることにした。更にこの閣議では強制命令によって女子挺身隊が構成されるようにし、軍需生産に女子を動員する体制を一層強めた。

「行くぞ銀翼生産へ 学徒隊一斉に職場進軍」（『佐賀新聞』昭和十九年四月十六日付）と学徒動員が強化された。決戦非常措置要綱に基づいて、大学、専門学校、文系及び男女中学校（三年以上）の学徒の通年勤労動員制がとられた。これによって、学徒は航空機、造船などの軍需工場へ出勤し軍需生産に従事した。

佐賀師範学校における動員状況をみると、昭和十八年には上級生が軍需工場二か所に出動し、また麦作や耕地改良工事などで八か所において現地宿泊で作業に従事していたが、これがこの度の措置で軍需工場に通年制で動員されることになった。

学徒の通年動員によって、軍需工場は学徒の受け入れ準備をした。

日東航機においては、通年動員の第一陣学徒を受け入れる準備を進め、一週間を技術訓練などにおき四月二十五日から本格的作業を始める体制をとった。

「政府は戦時に際し、必要ある時は、勅令の定むる所により帝国臣民を徴用し、総動員業務に従事せしむることを得」という昭和十三年四月に制定された国家総動員法の第四条の国民徴用の規定が全面的に運用されるようになった。昭和十九年二月十八日の改正国民職業能力申告令によって国民登録は男子が十二歳から六十歳、女子が十二歳から四十歳までの無配偶者に拡大され、軍需生産を高めるための労働力把握が強化された。

この度の学徒動員体制の強化も、これに対応したもので、昭和十九年二月に「緊急学徒勤労動員態勢要綱」が閣議で決定され、更にこれが「学徒動員実施要綱」となり、大学、高専、専門学校、中等学校、商工

業学校の学徒が軍需工場へ配置されることになった。

一方、女子挺身隊の軍需工場配置も促進された。

昭和十九年一月に結成された佐賀市女子挺身隊も、二か月の訓練を終えて佐賀市内二十数か所に配置された。軍需生産体制は、このように一段と強められた。

翼賛会佐賀郡支部は昭和十九年四月二十四日に昭和十九年度の運動方針を決定したが、その内容は、一、軍需生産の増強、一、食糧増産並に供出の促進、一、戦時生活の徹底に重点をおくこと、などであり、戦時生産体制の促進を目指していた。

二一方、政府は軍需生産の重点を航空機に置いて、第二次軍需会社四二四社の指定を行ったが、この中に杵島炭鉱が含まれていた。九州地域では他には麻生鋳業、大正鋳業、臼杵鉄工所、九州造船、旭製鋼所、安川電機製作所、岡野パルプ、幸袋工作所、黒崎窯業があった。軍需会社の指定の狙いは軍需品生産体制の確立と労働力の確保にあった。軍需会社指定第一回は、昭和十九年一月十七日で約一五〇社に対して行われたが、第二回指定は、それを三倍近くも上回り、軍需生産に一段と拍車を加えられた。

この軍需生産強化の措置に呼応して、物資の流通を整備する措置が強化された。

石炭部門では昭和十九年一月二十一日に九州石炭配給統制会社が発足した。これは、九州と沖縄を九地域に分けて各地に石炭配給統制会社を作るとの方針に基づいて設立されたもので、九州沖縄八県内の石炭流通会社を吸収合併して新たに会社を設立し、本店を福岡県におき、支部を各県ごとに、また必要に応じて出張所を設けるといったのであった。佐賀県においては支店が佐賀駅前内田ビル内に置かれた。佐賀県内に二七

か所の配給所、貯炭場を設け、県内の石炭配給をすべて同支店が行うことになった。

また水産物部門においては、水産物の配給制が一元化された。これまで佐賀県内では鮮魚類は魚類配給株式会社だが、それ以外の水産物は佐賀県生活必需品配給統制組合聯合会が配給していたが、これを一元化して、全水産物の配給統制を一本化することになり、八月十八日に、その話し合いが行われた。

戦局は日本軍の敗退続きであった。昭和十九年六月十五日にアメリカ軍はサイパン島上陸を開始し、翌十六日には北九州にB二九及びB二四など二〇数機が来襲した。日本本土が遂に攻撃されるようになった。七月七日のサイパン島での日本軍全滅によってそれが連続的となった。サイパン島を基地にしてアメリカ軍は日本本土空襲を継続化し、これによって日本は非常な打撃を受けた。

七月四日午前に佐賀市内でも警戒警報が発令され、最早佐賀地域も安全でないことが明らかになった。このような状況のなかで、七月二十日に東条内閣が総辞職した。

統制派の頭目としてひたすら戦争遂行に邁進してきた東条英機を総理大臣とする内閣が辞職したことは、日本の敗北が決定的となったことを意味したが、新たに組閣された小磯内閣は「勝利疑はず」、「一にも二にも勝つ」（『佐賀新聞』昭和十九年七月二十四日付）と更に本土決戦も辞せじとの強硬方針をとり、国民をより悲惨な状況におとし入れていった。

「敵機の来襲愈々激化」（『佐賀新聞』七月二十三日付）とアメリカ軍の空襲が日本近海地域において激化してきたことが報じられ、七月二十七日にはテニヤン島にアメリカ軍が上陸した。「一億総武装の秋」と小磯首相は八月四日にラジオで国民に告げ、戦争遂行に邁進する姿勢を崩さなかった。『佐賀新聞』には「こ



昭和19年の戦況報道（昭和19年7月27日付「佐賀新聞」）

れなら完全 掩蓋壕の造り方」、「B二九の弱点」、などが度々記載されるようになり、佐賀でも空襲が現実化したことを伝えていた。八月十二日には北九州地域が空襲を受けた。最早空襲が避けられないとして、佐賀市は市内七五か所に集水井を新設することにし、八月二十日までに完成するようとの指示を各町内会に出した。このような中で八月二十日には八〇機が北九州地域を空襲した。

戦時動員体制は更に強化され、八月二十三日には女子挺身勤労令と学徒勤労令が公布即日施行された。従来女子挺身隊は説得によって結成されていたが、女子挺身勤労令によって十二歳以上四十歳未満の無配偶女子は、理由なく女子挺身隊に入ることを選ばずしたり応じない場合は罰を受けることになった。また学徒勤労令によって青年学校、国民学校高等科、中等学校低学年も工場、事業場に動員されることになった。佐賀県内の青年学校、中等学校三年生以上はすでに長崎県内の工場に動員されていたが、今回の措置によって更に前回未派遣三年生以上全員と青年学校生一部が長崎、福岡県に送られることになり、中等学校二年生以下は農作

業に従事させられることになった。一方、佐賀市は八月二十六日に市役所内に市内の国民学校教師の一部を招いて、女子挺身隊結成のため候補者選考に関する家庭事情調査を行い、九月一日からは本格的な選考を始めた。

昭和十九年十月にアメリカ機動部隊が本格的な沖縄攻撃を開始し、戦局は新たな段階に入り、日本の敗北が決定づけられてきた。しかし、政府、軍部は国土決戦を唱え、更に戦争続行を目指し、十月十八日には満十七歳から四十七歳までは兵役の義務を負うとの法令を公布し、十一月一日から施行して兵力拡大をはかった。十月十九日には神風特別攻撃隊が編成され、航空機、軍需品不足を尊い人命で代位する政策がとられた。

第一次神風特別攻撃隊は十月二十五日スルアン島沖で航空母艦などに体当たりを行った。その行為を偉業とする聯合艦隊司令長官全軍布告が十月二十八日に出された。「あゝ盡忠の若桜 一機一艦必殺の神風特別攻撃隊 落下傘代りに爆襲」（『佐賀新聞』十月三十日付）というように連日にわたって神風特別攻撃隊を賞揚するニュースが出された。

これに対応した動きも佐賀地域でみられた。K村では十二月四日の犁耕大会で増産特攻隊を結成することにし、五十五歳以上の老人組が蹶起隊、農業会など指導者層が奮起隊、青年学校生徒が興起隊、婦女子が報国隊、国民学校生徒が双葉隊とそれぞれ名付けた隊を編成し、各隊は人手不足の状況を特攻隊の決意で頑張ることにして、十二月十三日に発会式を兼ねた犁耕会を催した。

昭和二十年三月一日に硫黄島の日本軍が全滅し、日本本土での戦いが迫ってきたが、政府は軍事動員体制

をより強化するために国民動労動員令を三月六日に公布した。これは従来の国民徴用令、労務調整令、国民動労報国協力令及び女子挺身動員令など、動員関係五法令を一元化し、総合的産業要員制の確立、動労動員方式の整備機動化、空襲時動労機動対策の確立をはかったものであるが、それは国民動員体制がすでに政府の方策通りに行われなくなっていた事態を反映したものであった。

三月十日夜東京は大空襲を受け、無数の家屋と人命が失われた。また四月一日には、アメリカ軍は沖縄島に上陸を開始した。

「急げ待避壕の強化」、「田畑に作る防火帯 盲爆から護れ穀倉佐賀」(『佐賀新聞』四月十八日付)と空襲に関する記事が連日報じられるようになり、三月二十日、二十一日に佐賀市にも空襲警報が出され緊迫した状況になってきた。

昭和二十年四月二十三日、ソビエト軍はベルリンに突入した。五月五日、遂にドイツ軍は無条件降伏し、これによってヨーロッパにおける戦争はドイツ、イタリア両ファシズム国家の敗北によって終息した。

一方、極東においては、アメリカ軍の沖縄攻撃が激化していた。

この状況で、政府は「決戦最後の国民組織」として国民義勇隊結成をめざした。佐賀県当局は五月十日に国民義勇隊結成準備協議会を開き、また十四、十五、十六の三日間にわたって市町村会議を催し、二十日までは市町村の隊長副隊長候補者の人選をすませた。市部においては、市長を隊長とし、副隊長、挺身隊員を置き、下部組織として校区単位に中隊を、部落会を小隊、隣保班を分隊に編成することになった。五月二十五日には「国民義勇隊佐賀県本部」が発足し、五月三十一日には佐賀市国民義勇隊本部が佐賀市役所内に

設けられた。また工場、事業所、炭鉱、会社などにおいても、百人以上の従業員がいる場合には職域ごとに義勇隊を編成し、三〇人以下の場合には地域の義勇隊に所属させるとした。六月二十三日には「国民義勇兵役法」が公布され、義勇隊の法制化が行われたが、これによって「女子にも召集令状」(『佐賀新聞』六月十日付)とあるように十七歳から四十歳の女子にも義勇兵役が課せられることになった。

義勇隊の結成によって、翼賛会は解散することになり、佐賀県翼賛会は六月二十一日、佐賀県翼賛壮年団は二十五日に解散し、郡、町村のそれら組織も解散した。

昭和二十年六月二十一日、アメリカ軍は沖縄を占領し、日本本土での戦いが必至となってきた。佐賀地域も後述のように八月五日夜に空襲を受けた。本土決戦が軍部によって叫ばれたが、日本は八月十四日にポツダム宣言を受諾をし、ここに日本は敗戦を喫した。

(四) 道路と交通機関

1 東西貫通道路と主要市道の開通

佐賀市の道路は藩政時代の名残りとして、いわゆる城下町特有の形態である丁字型に設定され、見通しがつきにくかった。交通が人やかごですまされていた段階では、それほど不便をきたさなかったが、大八車や馬車が使われるようになると、この道路の状況は色々と支障を生じるようになった。

大正八年（一九一九）に市制施行三十周年記念祝典として、佐賀新聞紙上に佐賀市の将来計画について関係者の意見を連載し、佐賀市の当面する課題が色々論じられた。これは「大佐賀市論」として一冊にまとめられ、大正八年十月に発刊されたが、この中に道路問題に関して佐賀郵便局長井手大作の「道路を整理する要」と題して書いた一文が載っているが、それには「茲こゝに通信事業運行上より見たる佐賀市の道路に付卑見を述べ、識者の参考に供しやうと思う。現在に於ける道路の敷設方法を見るに或は藩政時代の政策上の必要より余儀なくされたかも知れないが、主要道路中一局部に於て直角に屈折し居るものが多数あると共に、又甚だしく横断道路が不足して居る。之が市内の交通運輸にどれだけの不便を与へて居るかは、蓋し想像の外にあると思ふ」と述べ、道路整備が必要なることを主張していた。

このような中であって、佐賀市に東西の貫通道路をつくる計画がもち上がった。この計画は昭和六年になるると具体化し、昭和六年三月十一日に佐賀商工会議所は、一、工事完成期日を五か年以内とすること、一、道路幅員は十間として舗装にし、工事着手は交通不便を感じつつある東西部を先にして、中央部を後にすること、一、路線の選定に当っては、なるべく関係地方町内の要望を入れること、一、工事役夫は失業救済に供すること、などの要望を提出した。

一方東西貫通道路に関して牛島町代表など六名が、昭和六年三月十五日に佐賀県土木課長に陳情を行った。その要旨は、現在計画されている構口より南部を通って椎小路に至る道路が、開通になると町の繁栄はおぼつかない。それゆえ構口より直接南部に通るようにしてもらいたいというものであった。

ところで、昭和六年七月十六日に内務省は佐賀県知事に対して国道二五号線施設の認可指令を出した。

これに関する佐賀県土木課長の談が『佐賀新聞』の昭和六年七月十七日付に載っているが、それによれば、認可内容は次のようであった。

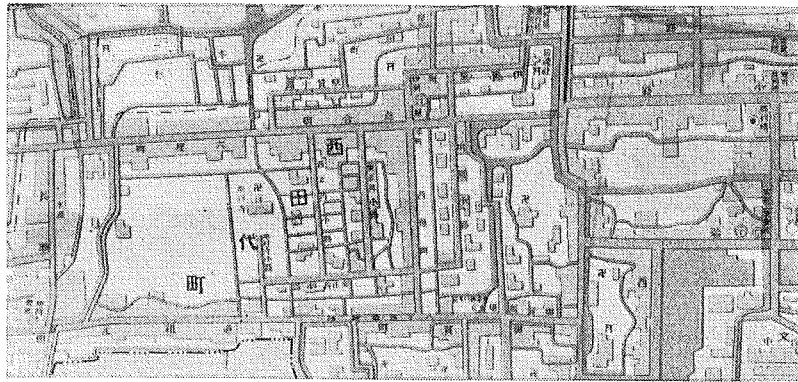
認可になった国道二十五号線中「巨勢村・佐賀区間」といふのは所謂例の佐賀市の東西貫通道路の事である。改築する箇所は佐賀郡巨勢村構口に起りて構口橋を今の神崎国道並に少しく斜に架換へ、牛島町南裏を一直線に西へ椎小路に出で、片田江風呂屋の南飲食店の処を突抜け、裏門通り南豊亭玄関直前を通過、元百六銀行跡より北堀端線に出る。これより西は珍ノ山光岡牛肉店を突抜け、与賀馬場の北裏を一直線に、長瀬町谷口鉄工場南側を通過し、ここに本庄町の内与賀神社下宮を突通し、八戸町裏を西一直線に佐賀郡嘉瀬村扇町に連絡し、従て今の八戸高橋は少し南方に改築されるのである。

と、その貫通道路範囲について言及し、続けて「延長は東西約一里七町位で、道路の幅員は今の東部道路と西部道路間即ち片田江珍ノ山間が十間、其他は八間であって、北堀端は五六間位は何うしてもお濠の埋立を行はねばならぬ」と幅員などについて述べていた。

佐賀県議会は、この東西貫通線改築を含めた道路費を議決した。それは五か年計画、七十万円の費用を見込んでいた。

東西貫通道路の初年度着工区間は牛島町東端より水ヶ江町椎小路東端が予定されていた。またこの道路工事開始にはできるだけ失業者を採用することにし、佐賀市は七月二十三日までに失業者調査を行って失業登録を進めた。

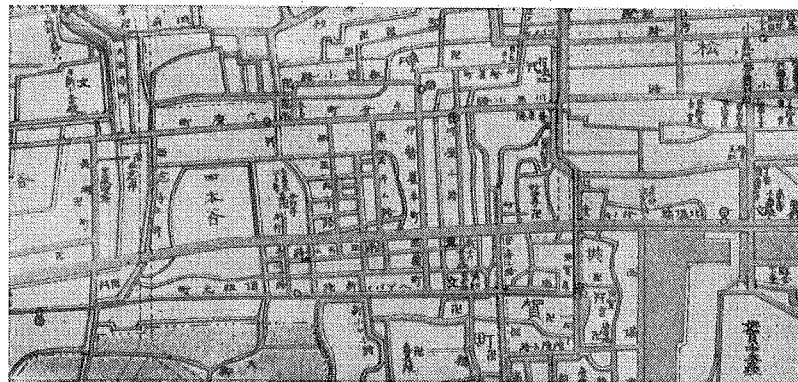
また東西貫通道路の改築問題が起きた中で、佐賀県は佐賀駅と県庁との区間道路の改修を計画し、県庁前に通ずる曲線道路を唐人町の拡張により一直線に南に出て北堀端に出る直線道路とする施工案をつくった。



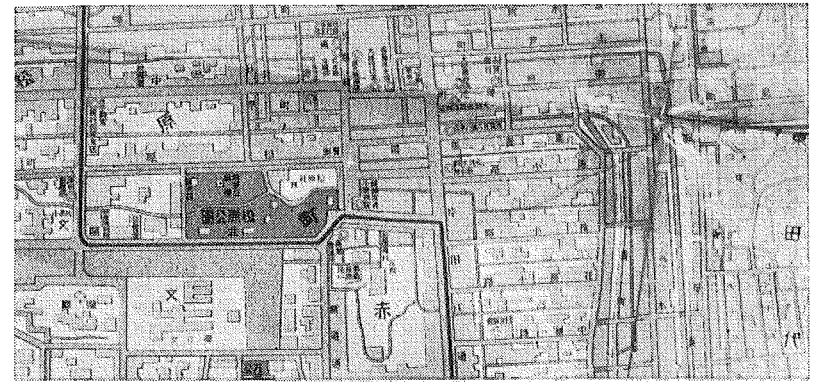
貫通道路開通前の

東西貫通道路建設は必ずしも順調に行われたものでなく、特に建設費用に関しては、その負担区分で色々と問題があった。

建設費用は、当初十六万円を予定し、その半額は国庫負担、半額は県と市で負担することになっていた。しかし、佐賀市は財政難の折から、東西貫通道路を産業道路に編入すれば、国庫負担は全額の三分の二に増額になるので、同道路の産業道路編入を政府に上申し、

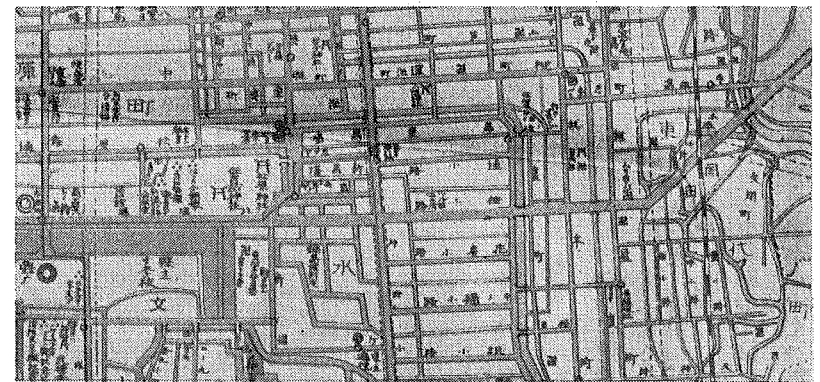


貫通道路開通時の



佐賀市街地図(昭和2年)

昭和七年(一九三二)三月初めには、貫通道路工事も順調に進んでいたことを新聞は伝えており、昭和七年三月二日付の『佐賀新聞』には「昨年十二月初旬より着工された佐賀市東西貫通道路は、其後保安林解除及基地移転の障害のため、意外の齟齬(そご)を来し、其一部を七年度の事業に繰り込むことになった。然し大体に於て工事は順当に進行し、三橋梁を始め、道路も六分五厘の完成を見ている」と記している。



佐賀市街地図(昭和9年)

政府の了解を取り付けるために市会と商工会議所代表が昭和七年四月十日に、また野田市長も金沢市での全国市長会終了後に上京し陳情した。

一方、五月六日には、内務省土木局第一課長前川貫一が佐賀―武雄間県道、佐賀市東西貫通道路、唐津港の実地調査のため来県し、その折の談話で佐賀市東西貫通道路建設の早期完成をめざしていることを明らかにした。

上京中であつた野田市長は五月十二日帰佐し、東西貫通道路に関する陳情の結果を「窮迫せる佐賀市の財政救済と失業救済の意味から産業道路に編入されることになり、他府県に対する予算を佐賀市貫通道路にふり替へ、二十万円を計上して今後の臨時議会に提案されることになった。」と述べ、予算面での進展があつたことを明らかにした。

このように、東西貫通道路建設費用についての負担問題も解決したので、建設促進が望まれるようになった。このため六月十八日には内務省から技師など三名が来佐し、貫通道路の実地調査を行った。

東西貫通道路に対する国庫負担費が臨時議会で承認されたことから着工の運びとなり、昭和七年十月から開始される見通しがつき、工事区間は与賀町珍の山より西田代町本行寺西側までが第二期工区となった。道路延長六一〇メートル、幅員一五メートル(車道九米、両側に歩道三米)のコンクリート道路が予定された。

東西貫通道路は、国庫補助の大幅引上げが決まったが、佐賀市負担分につき市議会の承認を要したので、七月二十六日に佐賀市公会堂で「昭和六年度東西貫通道路佐賀市負担金残金支出の件」につき市議会が召集された。昭和六年分担金は四万七百四十二円であつたが、このうち三万五千元は支出されていた。残金は翌

七年度に繰延べる予定であつたが、佐賀県から至急納入することを求められ、市議会にこの件が上程されたのであつた。この議案は可決され、六年度経費の問題は処理された。

昭和八年四月に入ると、東西貫通道路第二期工事も進行してきた。ところが、この工事完成間際というところと関連して紛争がおきた。昭和八年四月十七日付の『佐賀新聞』は次のように伝えている。「珍の山、西正丹小路間は工事大に進捗し、愈々最近完成の運びに至つたが、当局では完成間近く自然従業員にも過剰を来したので、二百余名中約半分を鹹首(かみくしほ)するとし、(中略)佐賀市の失業者救済を目的とした該工事が如何に完成近き理由ありとは言へ、再び失業地獄に投り出すは余りに惨酷であるし、鹹首者は全部結束して中原職業紹介所長にその苦衷を訴へ、更に市社会係に陳情する」とあり、貫通道路第二期事業の竣工間近になつて社会問題がおきた。

貫通道路完成

佐賀縣が誇る

近代的道路美

総工費八十七万円を投じた
夜々簷々たる六ヶ年の星霜

六月に盛大な全通式

貫通道路完成の新聞報道
(昭和11年5月1日付「佐賀新聞」)

東西貫通道路は昭和九年度に入ると珍の山―椎小路間を残すのみとなった。

佐賀県では、この工事遂行のために三十五万六千円の予算を見積り、このうち県市の負担十一万八千円とし、残りを国庫補助に依存する方針であつた。ところが、この国庫補助が予算査定過程で大幅に削減され、事業進行が危ぶまれるようになった。このため、県と市は急いで関係者を上京させ陳情した

表(1) 佐賀市内道路開通状況

路線名	区間	延長 (メートル)	工事竣工年月
第5号線	南堀端城南橋一本庄村界	335	昭和9年3月31日
神社前線	佐嘉神社前一万部島	214	〃 9年3月31日
唐人町大島線	唐人町一西部道路	541	〃 10年10月9日
松原町多布施町線	松原町八幡小路一楠公通り	138	〃 10年5月29日
神第四号線	寺町一東部道路	367	〃 10年3月31日
唐人町寺町線	唐人町一寺町一東部道路	62	〃 10年3月31日
与賀町八戸町三号線	道祖元町一貫通道路	88	〃 10年7月13日
妙安寺小路線	与賀町一貫通道路一川原小路	350	〃 12年11月20日
大島中折線	多布施堤防一紡績会社東南隅	351	〃 11年9月15日
高木町裏小路線	高木町東端一高木町裏小路	75	〃 11年4月30日
夕日町線	白山町一松原通り	315	〃 11年11月21日
西魚町線	西魚町一八丁馬場	133	〃 12年7月30日
松原町北堀端線	中ノ小路一北堀端	250	〃 12年7月30日
水ヶ江城南線	片田江好生館南側一旧刑務所跡	432	〃 12年8月4日
馬責馬場柳町線	馬責馬場東部一柳町	72	〃 12年2月28日
天神小路裏十間端線	会所小路北側一東田代町	395	〃 12年8月9日

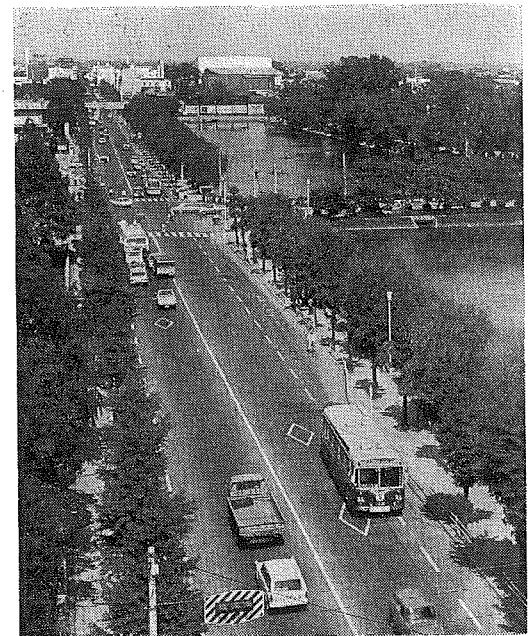
注 『佐賀市史』下巻(昭和27年刊)302—304ページによる。

昭和九年度〓 椎小路東詰—佐嘉神社南門五七
六メートル、西堀端角—珍ノ山
間一三四メートル、計八一〇メ
ートル、片田江より珍ノ山迄幅
員一八メートル、国営工事

昭和十年度〓 県庁前北堀端七三〇メートル、
幅員一八メートル

東西貫通道路は構口から八戸高橋までの区間
の工事で、それは四三三八メートル余であり、
それに要した費用も八十七万円余であった。
なお、昭和十年度工事の県庁前北堀端七三〇
メートルの工事は当初十萬円の予算で内務省が
行うことになっていたが、これは幅員一五メー
トルの予定であった。しかし、これまで開鑿し
たのは一八メートルの幅員であったので三メー
トル広げることが必要となり、そのため佐賀市
が起債によって費用を調達し、この三メートル

が進められた。



現在の貫通道路

結果、東西貫通道路工事は十五万円程度の
予算で施工することになった。

東西貫通道路第二期工事の珍の山—西田
代間には街路樹として銀杏を植える計画が
なされていたが、昭和九年四月段階で県土
木課は百合樹にする案を作成し、道路両側
に七メートルおきに三百本植えることに
し、五月六日から植え込みがされた。

昭和九年の東西貫通道路の椎小路から佐
嘉神社前までが着工されることになった。
この道路は幅員一五メートルの予定であつ

たが、都市計画上一八メートルにする必要が生じ、本省との折衝の結果、承認をえたので、この幅員で工事が進められた。

東西貫通道路の事業推移は、次のようであった。

昭和六年度〓 構口—椎小路東詰間七〇〇メートル、幅員一五メートル、県営工事

昭和七年度〓 珍ノ山—本行寺門前間九〇〇メートル、幅員一五メートル、国営工事

昭和八年度〓 本行寺門前—八戸高橋間一二七四メートル、幅員一五メートル、国営工事

分の経費負担を行って工事が進められた。

東西貫通道路の完成による影響は多かったが、それらの中で、『佐賀新聞』昭和十年三月八日付には「貫通道路の完成で与賀町が悲鳴、全町の家賃は引下げ」という見出し記事を載せ、与賀町が貫通道路開通により裏通りとなったため通行人激減し、商店は衰微し、七〇戸のうち五〇戸は借家であったが商営業不振となり、そのため家賃値下げ要求が起り、家主との間に交渉が重ねられて一〇〜三〇パーセント引下げられた旨を報じている。

佐賀市街の道路は、城下町特有の街路構成のため、狭隘にして見通しなども余りきかない所も多々あった。

昭和三年九月に都市計画区域に指定されたことから道路整備が進められ、新たな道路がつくられた。昭和九年から同十二年までの新設道路は、表(1)のようである。

2 軌道

大正中期には佐賀軌道と川上軌道があったが、大正八年(一九一九)八月三十一日に両社が合併した。佐賀軌道は、明治三十六年(一九〇三)八月に創立し、その設備は品川馬車鉄道会社の使用していた軌条、車輛、馬具など一切を購入して、営業は翌三十七年二月から開始し、佐賀駅―諸富間の運行を行った。

川上軌道は、大正元年(一九一〇)に設立され、佐賀駅から川上都渡城の区間を営業した。その後大正五年には、神野踏切から招魂社前までの路線を拡張した。

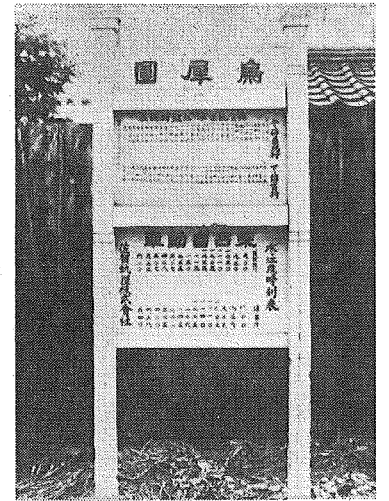


招魂社(現護国神社)前の馬鉄

両社の合併は、交通機関の統一をはかるために行われた。協議は難行したが、大正八年八月に合併案がまとまった。合併内容は、従来営業成績のよかった川上軌道を存続会社とし、佐賀軌道を川上軌道が併合吸収するといふものであった。社名を佐賀軌道株式会社とし、路線拡張案も出され、県庁前より西辻堂を経て招魂社に至る路線、また川原名を経て長瀬町附近までいたる路線の敷設が計画された。

佐賀軌道株式会社は神野町三ツ溝の元川上軌道会社を本社とし、水ヶ江町の元佐賀軌道会社を出張所とした。営業路線は川上線(神野町二本松―三ツ溝―県道―川上都渡城)、中ノ小路線(佐賀駅前―中ノ小路―招魂社前)、諸富線(佐賀駅前―唐人町―県庁前―片田江―水ヶ江―諸富)があり、中ノ小路、諸富の両線は馬一頭牽で、川上線は軽便機関車による運転であった。

「名残り惜しい佐賀の軌道馬車、廿五日からバスと交替」(『佐賀新聞』昭和三年六月二十三日付)と佐賀軌道は馬車鉄道を廃して、自動車運行にすることになった。六月二十一日に鉄道省からの認可があったことから本格的に



佐賀軌道の時刻表

作業を開始し、中央線（佐賀駅―白山―県庁前）、西部循環線（佐賀駅―神野瓢橋―招魂社前―与賀町―佐高前―師範学校前―県庁前―白山―佐賀駅）、東部循環線（佐賀駅―大財町―六反田―蓮池町―新馬場裏門―病院前―万部島―県庁前―白山―東邦前―佐賀駅）、諸富線（佐賀駅―大財町―六反田―蓮池町―新馬場―裏門―病院前―水ヶ江―三軒家―光法―山領―小杭―諸富）の路線のバス運行を六月二十六日から行った。

佐賀軌道と並んで肥前地域の主要な交通機関の役割を果たしていたのに肥筑軌道があった。佐賀から久留米に通じる横断的交通機関の設置は、九州鉄道開通以来強く望まれていたが、その設立の動きが本格化したのは、明治末期になってからである。明治末期ごろ三養基郡有志の間に論議が高まり、それは大正期に入ると鉄道設立出願までになり、大正二年十二月十七日約三〇人の署名のもとに設立願いが提出された。これは大正三年六月八日に認可され、ここに本格的な敷設の段階となり、株式募集などが進められた。しかし、久留米―佐賀間の交通の便利化ということはあっても、敷設に必要な資金供給ということにはなかなか応じ難いというのが地域の状況であり、それに久留米と佐賀にはそれぞれの思惑があって予期通りに資金調達が進まなかった。

ところが、当時佐賀市内に紡績工場を設立することで、佐賀地域との関連が深まっていた神戸の鈴木商店にこの話が持ち込まれ、鈴木商店側も実地調査の上、将来の有望性を見込んで出資することに応じ、ここに鉄道敷設に必要な資金調達の見込みがあった。

大正五年（一九一六）十二月六日に資本金三十万円、株式六四〇〇株をもって肥筑軌道株式会社が設立された。軌道敷設の段階になったが、工事に入ったのが、時期あたかも第一次世界大戦中であり、諸機材騰貴し、工事は当初の予定通り進まず一時中止となった。

第一次世界大戦の影響によって工事は中断の止むなきに至ったが、大正八年になると久留米市と大分市とを連絡する久大線の敷設の議が帝国議會を通過し、ここに久留米と佐賀を結ぶ交通機関建設の論議が再び高まり、資本金二百万円の肥筑軽便鉄道株式会社の創立となった。これは軌道幅員が国有鉄道なみの軽便鉄道を予定していた。また肥筑軌道株式会社は肥筑軽便鉄道株式会社に権利義務一切を譲渡した。肥筑軽便鉄道株式会社敷設免許は大正八年一月に交付になった。しかし、戦後不況によって株式応募は思うように進まず、資金調達が困難のところから予定軌道の敷設が完了せず、大正十年には、肥筑軽便鉄道株式会社の持つ権利は失効となった。このため、肥筑軌道株式会社が再び設立され、中止していた工事着手の段取りをとった。この結果、大正十一年三月から高尾―崎村間の工事着手となり、大正十二年五月十五日に竣工し、同月二十四日から運行を開始した。

大正十二年（一九二三）五月二十四日から開通した肥筑軌道株式会社の区間は高尾―犬尾橋―蓮池―蒲田津―崎村にいたる短区間のものであった。佐賀駅から高尾までの連絡は個人請負の自動車で行われた。

肥筑軌道株式会社は、社長真崎照郷、専務取締役真崎悟一であり、真崎鉄工場及び日本電機鉄工株式会社

の経営者であった。なお肥筑軌道株式会社の設立時は社員五人、従業員一三人、工夫四人、機関車三台、客車四台、貨車一台の規模であった。

交通運輸が発達するにつれて、従来の軌道会社も経営の拡大を目指すようになり、昭和三年十一月五日に肥筑軌道は株主総会で崎村―久留米間の軌道延長を決定した。

一方、佐賀軌道では、電化が論議されていたが、昭和三年十一月六日の臨時株主総会で、それを正式に決定し、社名も佐賀電気軌道株式会社と改称した。現営業路線で電化を予定したのは、次の路線であった。

- (一) 明治橋南詰より、水ヶ江出張所前まで
 - (二) 裏門より県庁前まで
 - (三) 国鉄佐賀停車場前より招魂社前まで
 - (四) 国鉄神野踏切北側川上線起点より同線都渡城終点まで
 - (五) 川上線神野町字二本松より分岐し、国鉄佐賀停車場構内に至る国鉄との連絡線
- なお、これに関連して新設路線が計画されたが、それは、
- (一) 国鉄佐賀停車場前現在軌道起点より東に進み、大財町より南に折れ、明治橋南詰現在軌道終点に至る。
 - (二) 招魂社前現在軌道終点より南に進み、珍の山橋を経て東に折れ、県庁前現在軌道線に至る。

というものであった。なお既設路線のなかで、水ヶ江出張所前から諸富港の軌道はそのままとし、佐賀停車場前から唐人町を経て県庁前にいたる路線は、馬鉄の運転を中止し、自動車運行にする計画であった。



佐賀電気軌道車庫での佐高生

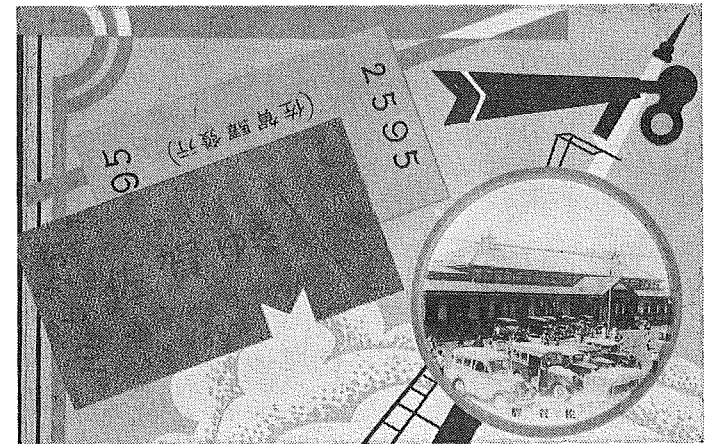
臨時株主総会では役員が選出された。社長福田慶四郎、専務取締役中野五郎、取締役藤田哲、石川又八、真島大三郎、野口勘三郎、八木常蔵、田中庄一郎、木村善太郎、川口栄次、監査役鬼崎雅一、蒲原民太郎となったが、このうち八木常蔵は在東京であり、軌道の電化からくる収益を見越して多額の投資をしていた。

これがのち佐賀電気軌道の経営権をめぐる佐賀派と東京派の紛糾の要因をなした。

佐賀電気軌道の佐賀―川上間の電車敷設工事は、昭和五年四月八日に竣工し、四月十日から運行を始めた。運行区間を五区に分け、一区五銭の料金であった。

3 国鉄佐賀線の開通

佐賀線は大正十一年（一九二二）第四六議会の協賛を経て、昭和四年三月鹿兒島本線矢部川より起工し、同六年九月にまず矢部川―筑後柳川間が、次いで昭和八年六月には柳川―大川間が敷設され、昭和十年五月に全線が竣工した。六年余りの年月と三百二十四万三千円の経費を要した。佐賀線の工事の中で最も困難を極めたのが筑後川鉄橋工事であった。地盤が軟弱である上に潮の干満差がはなはだしく、船舶通航の便をはかるため



佐賀線全通の
記念絵葉書



に上下可動のリフト式昇開機を取つける工事が含まれて
いたためである。鉄橋工事は昭和七年（一九三二）四月
に起工され、以後三か年の期日と工費七十万余円を費や
して竣工した。

佐賀線全区域の竣工により開通式が五月二十五日に北
掘端佐賀市公会堂東側広場で行われた。なおこれに先立

ち、五月二十二日には佐賀線列車時刻表が発表されていた。

4 市営バス発足の経緯

佐賀市営バス計画が出た初源は必ずしも明らかでないが、昭和七年（一九三二）三月には、市議会でその問題が持ち上がり、野田市長は、市営バス計画があることを明示した。

佐賀市営バス計画についての野田市長談話を昭和七年三月二十六日付の『佐賀新聞』からみると、以下のようである。「市営バスは、各都市の例に見て非常に有望で、お隣の佐世保市の如きは一ケ年に十万円からの利益を上げてゐる模様である。佐賀市は近く貫通路も完成し、将来都市計画に依る道路網の完成を見るまでには市営の交通機関を完備する必要があるので、その前提として急速に市営バスを実現したい。」と述べ、市財政難緩和のために市営バスを設ける予定であることを明らかにした。なお市営バス設置のための費用などに関しては「資金は約三万円の見込みで起債に仰ぐつもりである。なお市営バスを運転するための佐賀電軌買収もあるが、買収費の関係で甘く行くかどうか疑問で、買収せぬ限り競争するほかに、競争するとすれば統制のできる市営が有利で、将来結局は買収することになろう」と述べ、佐賀電軌軌道を買収する意向もあることを示した。

市営バス問題は、市財政逼迫もあって暫らく放置されていたが、昭和九年になると、その実現に向けて動きが活発になった。

佐賀市は臨時財政調査会において審議を重ね、半年間にわたる研究の結果成案なり、六月十四日に市議会にそれが上程された。市営バス設置案では、路線を七系統に分けるといふものであった。つまり、中央線、

中央西線、東回り線、西回り線、東西貫通線、南回り線、北回り線であり、この総延長は三五・四キロメートル、大小一二台のバスで循環し、乗車賃は全線を通じて七錢均一というもので、三万八千五百七十七円五十五錢の設置費用を見積り、バス運行による純益は一か年七千六百八十一円余を見込んでいた。

佐賀市が市営バス設置の方針を明確にしたので、佐賀県自動車協会は、これが路線営業者に重大打撃を与えるとして阻止運動に乗り出し、市営バス対策委員会を設けた。これに対して、佐賀市は市営バス実現を期し、委員会を設置して細かい検討を行った。また昭和九年六月二十一日に内務省で開かれた道府県土木主任官会議から帰佐した佐賀県土木課長が、内務省が公共団体の自動車運輸事業を推進する方針を持っていることを明らかにし、佐賀市営バスの問題も内務省の趣旨に添うものであることから、内務省が鉄道省と大蔵省に働きかけてくれることになっている旨を述べた。

このような状況の中で市営バス設置計画は進行し、昭和九年六月二十二日の『佐賀新聞』には「佐賀市営バスの実現は最早必至」の見出しでその実現が確実であることを伝えた。

佐賀市営バス実現の見通しが濃くなったことから、佐賀市内自動車業者は「佐賀市内循環市営バス問題絶対反対」の運動を強め、陳情書を作成して関係者に配布した。また六月二十二日には教育会館内で佐賀県自動車佐賀郡市部員の緊急臨時総会を開催し徹底して反対運動を行う旨の宣言と決議を採択した。決議文は、

- 一、市営自動車事業が市の財源とならざる場合は、市長、市会議員は個人的責任を負うべし。
- 一、市在籍同業者一同の自動車営業の市税附加税の免税運動をなす。

としていた。このような折に、資本金三十万円でもって佐賀自動車株式会社設立が計画され、佐賀市に対し

て五路線の市道使用願が提出された。

佐賀市営バスに関する佐賀市が設けた委員会は、七月二日に最終審議を行い、乗車賃七錢均一案を改め、区間制運賃にすることにし、また路線も七路線の中で東回り線、南回り線を廃止し、新たに呉服町線、大崎線を設け、配車では呉服町線に小型一台、大崎線小型二台、東西貫通線大型二台とし十分ごとに運行できる体制をとるとした。

七月五日には佐賀市議会で委員会案が上程され、二二対一の圧倒的賛成の下に原案が採択された。

ところで、先に佐賀市に対して市道使用認可願を出していた佐賀自動車株式会社に対して、佐賀市は七月十四日に不認可の旨を通告した。

市営バス認可がほとんど決定的となったが、これに対して動向が注目されていたのが佐賀電気軌道であった。五月十八日に佐賀電気軌道は認可を阻止するために鉄道大臣、陸運局長、内務大臣、土木局長、知事にあてて市営バスの認可は民営事業を圧迫し、市財政をも危機に導くとの主旨の反対陳情書を提出した。佐賀電気軌道は佐賀線の開通によって同社が生命路線としていた諸富線が多大的影響をうけ、その上に市営バスが実現すると致命的打撃を受けるため反対運動を起した。これに対して、佐賀市当局は、市営バスは恒久財政捻出と市民交通の便利を図るためのものであり、すでに本省でも認可を決定しているとして計画通りに進めていくことを明らかにし、六月六日には市営バス認可促進陳情書を鉄道・内務両大臣、鉄道省運輸局長、陸路局長あてに発送した。その内容は佐賀電気軌道の経営不振、路線の不徹底、時間の不規則などを詳細に述べ、市営バスの必要性を強調したものであった。

一方、佐賀電気軌道は、その経営をめぐる株主間に対立があり、六月十九日には臨時株主総会が開かれた。五四人の株主が出席したが、議案の中に定款一部変更の件があった。これは定款第四条に会社所在を「佐賀市」としていたのを「東京市」と改めるというもので、従来の東京側株主と佐賀在住株主との紛争を端的に示す内容であった。一月に開かれた臨時株主総会では、佐賀側株主総会では現在の取締役、監査役の解任と後任者選定が論議されたが、解任と後任者選定の件は必要なしとなった。これに対して、東京側は独自の株主総会を開き、取締役、監査役を選定した。しかし、これが失権株主を含めた決議であるので無効とする佐賀側の主張と対立し、遂に訴訟までに発展していた。

十九日の臨時株主総会では、代表取締役及び監査役の任命と会社所在を東京とする議案が原案通り可決した。これによって佐賀電気軌道は、本社を東京に移すことになった。

佐賀市営バス問題は、佐賀電気軌道の反対運動があつて、その実現は必ずしも樂觀できなかつた。しかし佐賀電気軌道本社が東京移転に伴い、佐賀市唯一の交通機関の存続が危惧されたことから、市民の間では市営バス実現を期す声が強まり、七月二十九日には市役所で佐賀市区長会幹事会が開かれ、市営バス促進運動を起すことが話し合われ、同日県知事に促進に尽力することを求める陳情を行った。

七月四日に上京中であつた横尾佐賀市長が帰佐し、市営バスに関する本省折衝経過を明らかにしたが、それは佐賀電気軌道の経営内容を調査中なので、市営バス認可は急には見込めないというものであつた。

この状況の中で市営バス反対の声が強まった。市営バスが実現すれば大きな影響を受ける貸切及び定期自動車事業者からなる佐賀県自動車協会佐賀支部の人々は十九日商工会議所で会合を開き、当業者を圧迫する

ものとして市営バス反対陳情書を、鉄道・内務両大臣、陸路局長、運輸課長に送付し、「目下出願中の市営バスは佐賀市民の総意に非ず、かつ多数民営事業の死活に関する問題なるをもって、速やかに却下あらんことの御意見を乞ふ」との電報を送った。

一方、市内区長会と有志は、これに対抗するため二十六日夜公会堂で市営バス認可促進の市民大会を開催することにした。

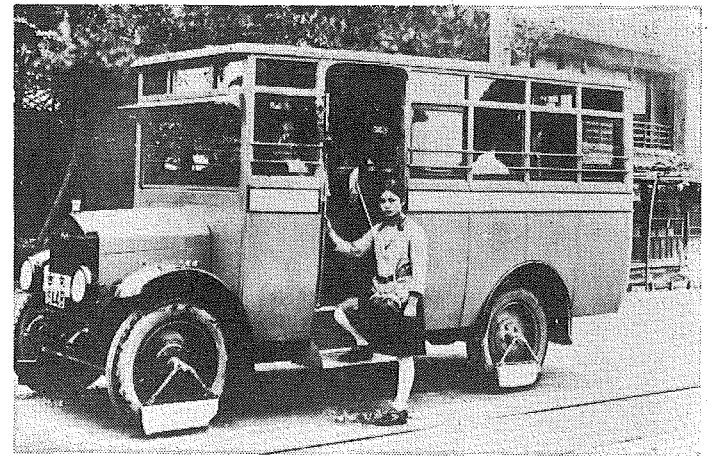
佐賀県自動車協会佐賀支部は二十三日午後六時から松原町教育会館で臨時支部総会を開き、市営バス反対のための上京委員を定め、鉄道大臣などに反対の陳情を行うことにした。

二十六日午後七時半から佐賀市公会堂で市営バス認可促進大会が開かれた。大会では宣言と決議が採択されたが、宣言文においては、佐賀電気軌道の経営不振による市営バスの必要性を強調していた。

鉄道大臣の佐賀市営バス認可は十月二十五日に出た。昭和九年六月十四日の佐賀市会に市財政捻出のためとして市営バス案が上程され、七月五日に修正可決、十日に鉄道大臣あて免許申請書が送附された。その後種々なる経緯があつたがようやく認可がえられた。認可附帯条件として佐賀電気軌道の有する路線買収が含まれていた。

佐賀市当局は、市営バス認可により、営業開始の準備を進め、翌年二月十二日に開業することにした。十二月二十日の佐賀市会でも市営バスに関する議案が可決された。

昭和十一年一月十五日には、市役所内に交通課が新設され職員が任命された。当初市営バス認可条件であつた佐賀電気軌道の路線買収問題は、昭和十一年に入ると本格化した。当初市営バ



運行開始時の市営バス

ス路線と佐賀電気軌道との路線重複は一八キロメートルであったが、佐賀市側は重複路線のみの買収を予定した。佐賀電気軌道は残された路線のみでは経営不可能とし、全路線四三キロメートルの買収を申し出で、その価格を十二万円とした。これに対して市側は県保安課調査を参考にした価格として一万九千三百五十円とし、価格で大きな開きがあった。

一方、市営バス認可申請と共に提出していた起債五万五千円についても、昭和十一年三月十一日に起債が認可され、市営バス運行体制がより前進した。しかし、起債認可が予定より遅れたこともあって、バス運輸開始法定期日の三月二十七日までには開始不可能となったので、運輸開始延期認可申請を出さざるをえなかった。この申請は延期期間を五月二十五日までという条件で認められたが、市当局は、これによって運輸開始の努力を強める必要が一層出てきた。つまり道路拡張と佐賀電気軌道路線買収問題などの急速な処理を迫られるようになった。このため四月九日に佐賀市交通課は市役所で交通委員会を開き、民営業者の自動車事業買収に関する方策を協議し、そ

の結果、今後の買収方法としては、重複路線のみの買収とし、価格も市算定価格で行うとした。四月二十二日に第一回買収交渉会が佐賀電気軌道との間に行われたが、この交渉の中で佐賀電気軌道は、先に提示していた十二万八千円の買収価格を撤回した。その後交渉は重ねられ、五月二十五日には六回目の交渉が行われたが、この折には佐賀市側は買収価格三万三千元、佐賀電気軌道四万円を主張し、両者の主張対立し、交渉は決裂の状態になった。そこで市当局は六月四日正午までに諸否の回答を迫る通告を行った。

このような中で、佐賀自動車商業組合は、過剰ぎみの自動車を整理する方針を出した。これは市内の貸切自動車八〇台、トラック三〇台のうち、貸切二〇台内外、トラック若干台を早急に組合で買い上げ、自動車需給の均衡をはかることを目指したものであった。同組合は、このため新規営業不許可及び自家用自動車の営業用転換禁止を求める陳情を県に行った。

佐賀市と佐賀電気軌道など既存路線業者との買収交渉は遂にまとまらず、市当局は運賃許可申請を行い、同一路線での併行運転の方針をとることになった。この許可申請は、八月十七日に承認され、ここにバス運行が現実的になった。

昭和十一年十月七日午前七時三十分、佐賀市営バス開業の修祓式が行われ、八時から佐嘉神社で前途幸運の祈願があり、十時からバスの正式運行が開始された。

市営バス運行に際しては、既設路線の買収が条件とされていたが、これは開通時までには余りできていなかった。

佐賀郡久保田村字横江に至る路線三・五キロメートルと同郡嘉瀬村字新村への路線八・九キロメートル及

び、佐賀郡東与賀村作出への路線買収により、昭和十二年五月二十八日に鉄道大臣の認可を以て運転を開始した。また昭和十三年十一月七日には、久保田駅から佐賀郡久保田村字大立野路線の買収に基づき運行を開始した。また昭和十四年十二月十九日に運行開始した相応線は、佐賀郡西与賀村字相応に至るものでの路線を買収し、運転した。

六 市民生活の変遷

(一) 時代の概観

この巻でとり上げる大正期から昭和初期にかけての時期は、日本の大きな過渡期であった。政治的には明治の藩閥政治や桂園内閣(桂太郎と西園寺公望との政権たらいまわし)といわれた元老政治から、次第に普通選挙実施を目ざす政党政治が有力になり、大正十四年(一九二五)にはついにそれが「男子普通選挙法」公布となって実現した。思想的には明治の国家主義・民族主義から個人主義・自由主義が広く国民をとらえ、更には社会主義的思想も成長した。社会的には従来の家父長制的、親方子方の雇傭関係の中から、労働争議・小作争議が起こるようになった。これらの変化を総称して大正デモクラシーの台頭といわれている。ただ、それらは男子普通選挙法が治安維持法とひきかえに制定されたように、余りに底が浅いものであって、この時期の末期、すなわち昭和初期には次第にファシズムの色彩が濃くなり、やがて「暗い谷間」に陥るのである。それはそれとして大正期における一般的な民主主義的傾向の展開を否定することはできない。

それは佐賀市の市民生活においても、まったく同様であった。柳田国男は『明治大正世相史』の冒頭にお